

事業分離等に係る会計処理に関する論点の整理

平成 16 年 4 月 28 日
企業会計基準委員会

目次	項
目的	1
検討範囲	3
用語の定義	3
取引の形態	8
事業分離の形態	8
結合当事企業の株主における取引の形態	13
企業結合会計基準に基づく会計処理の考え方	16
企業結合会計基準における持分の継続	16
持分の継続と分離企業の会計処理及び結合当事企業の株主に係る 会計処理の考え方	18
分離企業の会計処理と結合当事企業の株主に係る会計処理の 考え方の関係	22
分離企業の会計処理の考え方	25
分離企業の会計処理の基本的な考え方—移転損益を認識するかどうかの 判定—	25
投資の継続と対価の種類	27
投資の継続と支配	35
個別財務諸表と連結財務諸表における分離企業の会計処理	37
事業分離により分離先企業が子会社となる場合	39
事業分離により分離先企業が関連会社となる場合	44
事業分離により分離先企業が子会社や関連会社、共同支配企業以外となる場合	49
分離企業の会計処理に係る他の論点	50
分離企業において移転損益を認識する場合の時価	50
分離企業において移転する事業に係る資産及び負債の帳簿価額	52
被合併会社の会計処理	54
分割型の会社分割における分割会社の会計処理	56
分離企業の税効果会計	58
開示	62
結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方	64
被結合企業の株主に係る会計処理の基本的な考え方—交換損益を認識	

するかどうかの判定	64
投資の継続と対価の種類	66
投資の継続と支配	70
個別財務諸表と連結財務諸表における被結合企業の株主の会計処理	72
子会社を被結合企業とした企業結合の場合	74
関連会社を被結合企業とした企業結合の場合	76
子会社株式や関連会社株式以外の株式の投資先を被結合企業とした企業結合の場合	80
結合当事企業の株主に係る会計処理の他の論点	82
被結合企業の株主において交換損益を認識する場合の時価	82
分割型の会社分割における分割会社の株主に係る会計処理	84
結合企業の株主の会計処理	86

設例による考え方の整理

- [設例 1] 受取対価に現金等の財産が含まれている場合の分離企業の会計処理
 - [設例 1-1] 受取対価に現金等の財産が一部含まれている場合の分離企業の会計処理
 - [設例 1-2] 事後設立における分離企業の会計処理
- [設例 2] 事業分離により分離先企業が子会社となる場合の分離企業の会計処理
 - [設例 2-1] 共同新設分割（分社型）による場合の分離企業の会計処理
 - [設例 2-2] 現物出資又は吸収分割（分社型）による場合の分離企業の会計処理
- [設例 3] 事業分離により分離先企業が関連会社となる場合の分離企業の会計処理
 - [設例 3-1] 投資の清算に該当し、移転損益を認識する場合
 - [設例 3-2] 投資の継続に該当し、移転損益を認識しない場合
- [設例 4] 分離企業における税効果会計の適用時期
- [設例 5] 子会社を被結合企業とした企業結合における被合併会社の株主（親会社）の会計処理
 - [設例 5-1] 100%子会社を被合併会社として合併し、合併会社が子会社となる場合の被合併会社の株主（親会社）の会計処理
 - [設例 5-2] 100%未満の子会社を被合併会社として合併し、合併会社が子会社となる場合の被合併会社の株主（親会社）の会計処理
 - [設例 5-3] 100%子会社を被合併会社として合併し、合併会社が関連会社となる場合の被合併会社の株主（親会社）の会計処理
- [設例 6] 関連会社を被結合企業とした企業結合における被合併会社の株主（投資会社）の会計処理
 - [設例 6-1] 関連会社を被合併会社として合併し、合併会社が関連会社となる場合の被合併会社の株主（投資会社）の会計処理
 - [設例 6-2] 関連会社を被合併会社として合併し、合併会社が関連会社に該当しなくなる場合の被合併会社の株主（投資会社）の会計処理
- [設例 7] 子会社株式や関連会社株式以外の株式の投資先を被結合企業とした企業結合における被合併会社の株主の会計処理

目的

1. 企業会計審議会は、平成 15 年 10 月 31 日に「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「企業結合会計意見書」という。）を公表した。この企業結合会計意見書 四 3 では、「企業結合に係る会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）を実務に適用する場合の具体的な指針等については、今後、関係府令を整備するとともに、企業会計基準委員会において適切に措置していくことが適当であるとしている。このため、当委員会は、具体的な指針等を取りまとめるために、昨年 11 月以降、企業結合専門委員会を設置し、専門委員による討議を行い、審議を続けている。

企業結合会計基準では、企業結合に該当する取引（共同支配企業の形成及び共通支配下の取引も含む。）を対象とし、結合企業を中心に結合当事企業の会計処理を定めている。しかし、企業再編においては、この他に、事業を分離する企業（分離企業）の会計処理や結合当事企業の株主に係る会計処理なども検討する必要がある。このため、当委員会では、昨年 11 月以降別途、事業分離専門委員会を設置し、これらに係る会計処理の審議を行ってきたが、今般、これまでの議論を本論点整理として公表し、広く各界の意見を求めることとした。当委員会では、今後、各界から寄せられる意見も参考に、会計基準等の取りまとめに向けた検討を続けていく予定である。

2. 本論点整理は、分離企業の会計処理や結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方を示し、検討すべき論点を明確にすることを目的とする。特に、分離企業が移転損益の認識を行うかどうか、また、企業結合により、ある株式が他の株式と引き換えられる場合に、当該株式を有する企業（結合当事企業の株主）が交換損益の認識を行うかどうかという点について、論点を整理することを目的とする。

なお、本論点整理は、事業分離等に係る会計基準等の開発にあたり公表されるものであるが、これに係る範囲において、企業結合会計基準における具体的な指針等についての論点となるものも示している。

検討範囲

用語の定義

3. 事業分離とは、ある企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）を構成する事業¹を他の企業（新設される企業を含む。）に移転することをいう。

¹ 本論点整理において、事業とは、さしあたり、一定の営業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部又は重要な一部と考える。

事業の定義は、資産の売却や交換と事業分離との会計処理とが異なる場合、重要な論点となるが、資産と事業の区別は、会計処理が異なる資産の購入と取得と判定された企業結合の場合においても重要な論点と考えられる（例えば、取得と判定された企業結合の特徴の一つとして、取得原価と

4. 分離企業とは、事業分離において、当該企業を構成する事業を移転する企業をいう。
5. 分離先企業とは、事業分離において、分離企業からその事業を受け入れる企業（新設される企業を含む。）をいう。
6. 結合当事企業とは、企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受け入れて対価（現金等の財産や自己の株式）を支払う企業を結合企業、当該他の企業を被結合企業という（この点については、企業結合会計意見書 三 2. (2)も参照のこと）。
7. 親会社とは、他の会社（会社に準ずる事業体を含む。以下同じ。）の意思決定機関を支配している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう（連結財務諸表原則（以下「連結原則」という。）第三 一 2 参照）。また、関連会社とは、会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう（連結原則 第四 八 2 参照）。

取引の形態

事業分離の形態

8. 事業分離は、会社分割や営業譲渡、現物出資、事後設立等の形式をとり、分離企業がある事業を分離先企業に移転し、当該分離先企業は対価を支払う。

なお、本論点整理において、事業分離とは、ある企業を構成する事業を他の企業に移転すること（第3項参照）としているため、企業そのものが他の企業に移転する合併は、事業分離には該当しないこととなる。したがって、分離企業には被合併会社は含まれないが、これに関連するものとして、本論点整理では、被合併会社の会計処理についての論点も示している（第54項及び第55項参照）。
9. 分離企業から移転された事業と分離先企業（ただし、新設される企業を除く。）とが一つの報告単位に統合されることになる場合には、企業結合（企業結合会計基準 二 1. 参照）でもあり、分離先企業は結合企業にあたる。
10. 事業分離を行う日（事業分離日）は、分離企業の事業が分離先企業に移転されるべき日であり、会社分割の場合は分割期日、営業譲渡の場合は譲渡期日をいい、通常、事業分離を定める契約書等に記載される。ある事業分離が企業結合でもある場合、事業分離日と企業結合日とは同じ日となる。
11. 共同支配企業の形成（企業結合会計基準 三 1. (2) 参照）は、事業分離と企業結合の双方

しての支払対価総額と、被取得企業から取得した資産及び引受けた負債に配分された純額との間に差額（のれん又は負ののれん）が生ずる場合がある（企業結合会計意見書 三 3. (3)①参照）。このため、事業の定義については、引き続き検討するものとする。

なお、資産のうち不動産の売却に係る会計処理の論点については、平成16年2月13日に公表された「不動産の売却に係る会計処理に関する論点の整理」（コメント期限：平成16年5月13日）（以下「不動産売却の論点整理」という。）参照。

に該当するが、その会計処理は、企業結合会計基準における定め（企業結合会計基準 三 3. (7) 参照）による。このため、企業結合会計基準における企業結合に係る具体的な指針等として別途、検討するため、本論点整理の検討範囲には含まれていない。ただし、企業結合会計基準において、共同支配企業の形成では、連結原則とは異なる会計処理として、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定した当該共同支配企業に対する投資の取得原価と、共同支配企業の資本のうち投資企業の持分比率に対応する部分との差額は処理しない（企業結合会計基準 三 3. (7) 参照）こととしている点につき、本論点整理では、連結原則とは異なる例外的処理と位置付けている（第 43 項及び第 47 項参照）。

12. 企業結合会計基準は、経済的に独立した企業同士の取引に限定することなく、法的に独立した企業同士の取引を対象としているため、企業集団内における会社分割や営業譲渡、現物出資等の取引もその対象に含まれている（企業結合会計意見書 三 1. 及び 5. 参照）。このような企業結合における共通支配下の取引（企業結合会計基準 二 10. 参照）には、事業分離となる取引も含まれるが、企業結合会計基準に係る具体的な指針等として別途、検討するため、本論点整理の検討範囲には含まれていない。ただし、企業結合に該当しない新設分割による子会社の設立などは、本論点整理の検討範囲に含まれている。

結合当事企業の株主における取引の形態

13. 企業結合に際して支払う対価の種類としては、現金等の財産（負債の引受けを含む。）を対価とするものと、結合企業の株式を対価とするものとに大別できる（企業結合会計意見書 三 2. (2) 参照）。合併や株式交換・株式移転等による企業結合では、被結合企業の株主が保有していた被結合企業の株式は、結合企業の株式と引き換えられることが多い。本論点整理では、合併や株式交換・株式移転等の企業結合における被結合企業の株主の会計処理を中心に論点を整理している。

なお、分社型の会社分割における分割会社の株主は、分割会社の株式を結合企業（分離先企業）である新設会社や承継会社の株式と引き換えないため、被結合企業の株主には該当しない。また、分割型の会社分割における分割会社の株主は、単独新設分割などのように被結合企業の株主とは言えない場合も考えられるが、本論点整理では、分割型の会社分割における分割会社の株主に係る会計処理の論点についても示している（第 84 項及び第 85 項参照）。

14. 本論点整理の対象とする結合当事企業の株主の会計処理は、被結合企業の株式を保有していた株主の会計処理のみならず、結合企業の株式を保有している株主の会計処理を含む。これは、企業結合によって当該株主は結合企業の株式を直接引き換えないが、当該企業結合に伴い、当該結合企業に対する持分比率が変動することにより、会計処理を行うことが必要となる場合が考えられることによる（第 86 項及び第 87 項参照）。
15. 企業結合会計基準における企業結合の分類に則した場合、共同支配企業の形成及び共通支

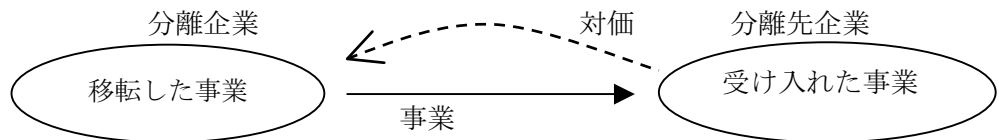
配下の取引以外の企業結合における結合当事企業の株主（被結合企業又は結合企業の株式を保有していた株主）には、以下が含まれる。

- (1) 取得と判定された場合（企業結合会計基準 三 1. (1)参照）における被取得企業の株主及び取得企業の株主
- (2) 持分の結合と判定された場合（企業結合会計基準 三 1. (1)参照）における各結合当事企業の株主

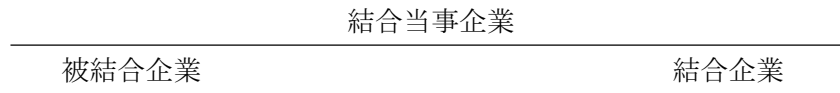
なお、共同支配企業の形成における結合当事企業の株主は、共同支配企業を共同で支配する企業（投資企業）の株主が該当し、また、共通支配下の取引における結合当事企業の株主は、最終的に支配する企業（親会社）の株主が該当する。当該株主は、共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合において、結合当事企業の株式を直接引き換えず、また、当該企業結合に伴い、当該投資企業や親会社に対する持分比率も変動しないことから、本論点整理では、その論点を示していない。

<参考イメージ図>

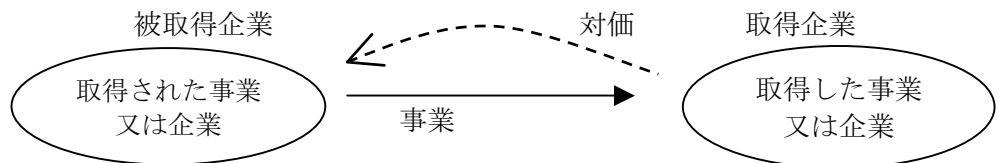
事業分離



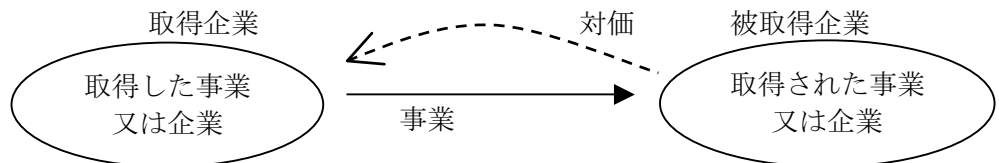
企業結合



「取得」
パーチェス法

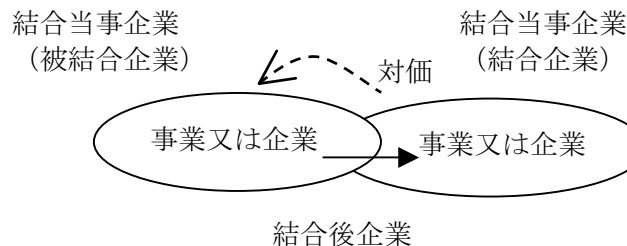


(逆取得)



「持分の結合」

持分プーリング法



企業結合会計基準に基づく会計処理の考え方

企業結合会計基準における持分の継続

16. 一般的な会計処理においては、企業と外部者との間で財を受払いした場合、企業の支払対価が現金及び現金等価物のときには、購入（新規の投資）の会計処理が行われ、受取対価が現金及び現金等価物のときには、売却（投資の清算）の会計処理が行われる。また、企業と外部者との間で現金及び現金等価物以外の財と財とが受払いされたときには、交換の会計処理が行われる。

しかしながら、企業結合においては、企業と外部者との間の取引ではなく、企業自体が取引の対象であるため、一般的な会計処理のように企業自体で判断できず、総体としての株主にとっての投資が継続しているかどうかを判断せざるをえない。このため、企業結合会計基準は、結合当事企業に対する総体としての株主の観点から、「持分の継続」が断たれた側では、いったん投資を清算し、改めて当該資産及び負債に対して投資を行ったと考えられ、持分が継続している側では、これまでの投資がそのまま継続していると考えられる（企業結合会計意見書 三 2. (1)参照）としている。

17. このように、企業結合会計基準では、持分の継続か非継続かという概念を用いて、企業結合には「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態を有するものが存在すると考えられるので、「取得」に対してはパーチェス法により、「持分の結合」に対しては持分プーリング法により会計処理することとされている（企業結合会計基準 三 1. (1)、2. 及び 3. 参照）。これらは、一般的な会計処理に照らせば、次のように考えられる（企業結合会計意見書 三 2. (1)参照）。

(1) 「取得」と判断された場合に用いられるパーチェス法は、購入（新規の投資）の会計処理に該当する。また、企業の損益計算の観点からいえば、企業結合時点での資産及び負債の時価を新たな投資原価とし、そのような投資原価を超えて回収できれば、その超過額が企業にとっての利益となる。

(2) 「持分の結合」と判断された場合に用いられる持分プーリング法は、ある種の非貨幣財同士の交換の会計処理に該当する。また、企業の損益計算の観点からいえば、投資の清算と再投資は行われていないのであるから、結合後企業にとっては企業結合前の帳簿価額がそのまま投資原価となり、この投資原価を超えて回収できれば、その超過額が企業にとっての利益となる。

持分の継続と分離企業の会計処理及び結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方

18. 企業結合会計意見書において、企業結合の会計処理に用いられている「持分の継続・非継続」という考え方は、企業結合の会計処理に固有のものではなく、むしろ一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算とも整合した概念であり、実現概念に通ずる考え方（第

20 項参照)である(企業結合会計意見書 三 1.参照)。すなわち、第 16 項で示されたように、企業結合の場合には、企業自体が取引の対象であるため、総体としての株主にとっての投資が継続しているかどうかを判断せざるを得ず、その特徴を踏まえ、企業結合の会計処理を、結合当事企業にとって一般的な会計処理と整合することができるように考えられたのが「持分の継続・非継続」という概念である。このため、企業結合における結合企業の会計処理のみならず、分離企業や結合当事企業の株主もあわせた企業再編の会計処理も、同じ考え方に沿って統一的に行うことが考えられる。

19. 「持分の継続・非継続」の基礎になっている考え方、すなわち、一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算という概念によって考える場合、分離企業の会計処理及び結合当事企業の株主に係る会計処理は、次のように考えられる。

(1) 売却や異種資産の交換の会計処理に見られるように、いったん投資を清算したとみて移転損益や交換損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみる場合

この場合には、事業分離時点や交換時点での時価が新たな投資原価となり、その後の損益計算の観点からは、そのような投資原価を超えて回収できれば、その超過額が企業にとっての利益となる。

(2) 同種資産の交換の会計処理に見られるように、これまでの投資がそのまま継続していると考えられるので、移転損益や交換損益を認識しない場合

この場合には、事業分離や株式の交換によっても投資の清算と再投資は行われていないとみるため、移転や交換前の帳簿価額がそのまま投資原価となり、その後の損益計算の観点からは、この投資原価を超えて回収できれば、その超過額が企業にとっての利益となる。

20. 投資の継続・清算という概念は、投資が実際に続いているのか終了したのかということではなく、会計上の利益計算において観念的に用いられている考え方であり、実現概念とも表裏の関係をなしている。実現概念の核心ないし本質をどこに見出すのかについては、これまでもさまざまな議論が繰り返されてきたが、投資から得られる成果がその主要なリスクから解放されたかどうかに着目する考え方は、比較的有力なものと思われる。

事業投資に係る利益の計算においては、当該事業投資の担い手たる企業の期待(投資額を上回る資金の獲得)がどれだけ事実へと転化したのかに着目して成果をとらえることが適当である。ただし、事実への転化は、必ずしも資金それ自体の流入を意味するわけではなく、将来の環境変化や経営者の努力に成果の大きさが左右されなくなった場合や、企業が成果の変動性(すなわち事業投資のリスク)を免れるようになった場合には、投資は清算されたものとみなされ、事業投資の成果は確定したものといえる。このため、損益計算の観点からは、分離企業や結合当事企業の株主にとって、事業分離や企業結合により従来の事業投資の成果が確定したものだということを考察することとなる(この点については、「不動産売却の論点整理」第 38 項から第 49 項も参照のこと)。

21. 企業結合会計基準では、企業結合に該当する取引(共同支配企業の形成及び共通支配下の

取引も含む。)を対象とし、結合企業(分離先企業)を中心に結合当事企業の会計処理を定めている。結合企業(分離先企業)が、移転する事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額を引き継ぐ場合(例えば、持分の結合と判定された企業結合の場合)には、分離企業が受取対価として取得する分離先企業の株式等の取得原価は、当該適正な帳簿価額となるため、移転損益は生じないこととなると考えられる。

一方、結合企業(分離先企業)が、取引時点の取得の対価となる財の時価をもって取得原価とする場合(取得と判定された企業結合の場合)には、分離企業が受取対価として取得する分離先企業の株式等の取得原価が、その時価となるとは限らず、したがって、移転損益が生じるとは限らない。これは、一般的な売買又は交換取引においても、資産の譲受者が新規の購入として取得の対価となる財の時価をもって取得原価とする場合でも、それによって必ず資産の譲渡者が投資の清算として実現損益を認識するとは限らないことにも見られるものである²。また、現金を受取対価とする資産の売却の場合でも、買手に対して売手の支配又は重要な影響力が及ぶ場合には、売手の事業投資のリスクからの解放をどのように考えるかという議論もなされている³。さらに、企業結合が総体としての株主にとっての投資が継続しているかどうかの観点から取得又は持分の結合と判定されたことをもって、結合当事企業の個々の株主の会計処理が必ずしも決まるわけではない。これらは、各企業の会計処理が、取引の相手企業の会計処理と常に対称となるわけではなく、個々の企業の判断によって行われていることから生ずるものと考えられる。

このため、本論点整理では、結合企業(分離先企業)において取得と判定された企業結合(パーチェス法により会計処理する場合)であっても、必ずしも分離企業が移転損益を認識するわけではなく、また、結合当事企業の株主が交換損益を認識するわけではないという視点から論点を整理している。

分離企業の会計処理と結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方の関係

22. 事業分離では、分離企業がある事業を分離先企業に移転し、当該分離先企業は対価を支払う(第8項参照)。事業分離前において、事業は分離企業により100%所有(支配)されているため、事業分離は、分離企業が100%所有(支配)する事業を分離先企業に移転し、当該分離先企業が対価を支払うものと言い換えることができる。
23. 企業結合により、結合当事企業の株主のうち、被結合企業の株主の保有する被結合企業の株式は、結合企業との間で、現金等の財産や結合企業の株式と引き換えられることとなる(第13項参照)。このうち、被結合企業の株式をすべて保有している場合(100%子会社を

² 一般的な売買取引においても、例えば、売却代金の回収リスクが相当程度ある場合や、売却後に継続的関与がある場合には、売却処理を行うかどうかという論点がある。なお、不動産の売却に関するこのような議論については、「不動産売却の論点整理」第65項から第119項参照。

³ 不動産の売却に関するこのような議論については、「不動産売却の論点整理」第120項から第129項参照。

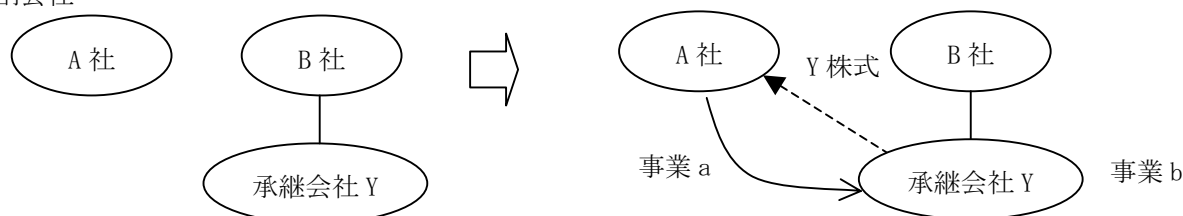
被結合企業とする場合)の企業結合は、当該被結合企業の株主(親会社)が子会社である被結合企業の株式を通じて100%所有(支配)する事業を結合企業に移転し、当該結合企業から対価を受け取るものと言い換えることができる。

24. このように、事業分離における分離企業と、100%子会社を被結合企業とする企業結合における当該被結合企業の株主(親会社)とでは、経済的効果が実質的に同じであることから、両者の会計処理を整合的なものとするのが適当と考えられる。

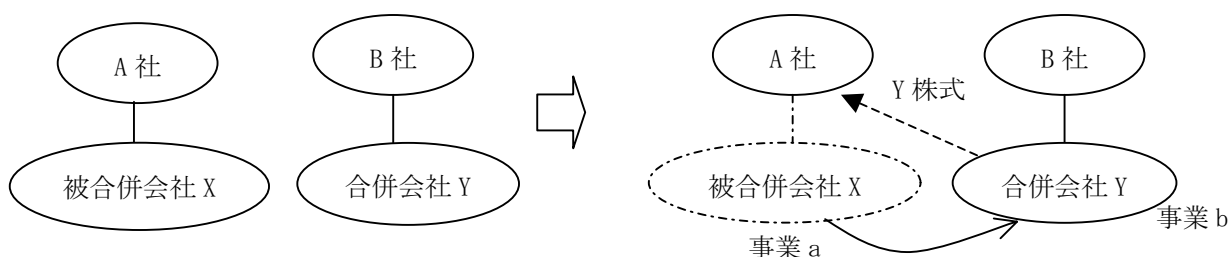
さらに、被結合企業の株主が親会社である場合には、被結合企業の株式をすべて保有しているとき(被結合企業が100%子会社の場合)でも、すべては保有していないとき(被結合企業が100%未満の子会社の場合)でも整合的な会計処理とすることが適当と考えられる。

<参考：事業分離における分離企業の例(吸収分割(分社型)又は現物出資による場合[設例2-2])>

分割会社



<参考：100%子会社を被結合企業とする企業結合における当該被結合企業の株主(親会社)の例(子会社が吸収合併される場合[設例5-1])>



分離企業の会計処理の考え方

分離企業の会計処理の基本的な考え方—移転損益を認識するかどうかの判定—

25. 本論点整理では、一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算という概念に基づき、実現損益を認識するかどうかという観点から、分離企業の会計処理を検討している。これは、企業結合の会計処理を一般的な会計処理と整合させるために考えられた「持分の継続・非継続」という概念の根底にある考え方である。分離した事業に対する投資が継続しているとみるか清算されたとみるかによって、一般的な売却や交換に伴う損益認識と同様に、

分離企業において移転損益が認識されない場合と認識される場合が考えられる（第 19 項参照）。

もっとも、以下のように、結合企業（分離先企業）が移転する事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額を引き継ぐ場合には、分離企業が受取対価として取得する分離先企業の株式等の取得原価は、当該資産及び負債の適正な帳簿価額に基づいて算定することとなり、移転損益は生じないこととなる。

- (1) 持分の結合と判定された企業結合の場合（企業結合会計基準 三 3. (1) 参照）
- (2) 共同支配企業の形成の場合（企業結合会計基準 三 3. (7) 参照）
- (3) 共通支配下の取引の場合（企業結合会計基準 三 4. (1) 参照。ただし、第 32 項も参照のこと）

しかし、本論点整理では、取得と判定された企業結合により結合企業（分離先企業）がパーチェス法により会計処理する場合に、どのような条件のもとで分離企業が移転損益を認識するかという視点から論点を整理している（第 21 項参照）。

26. 投資が継続しているとみるか清算されたとみるかを判断するためには、具体的に明確な事実として観察することが可能な要件を用いる必要がある。企業結合会計基準では、企業結合における「持分の継続」を「対価の種類」と「支配」という操作可能な二つの観点から判断することとしている（企業結合会計意見書 三 2. (1) 参照）ため、本論点整理においては、事業分離においても、まずは、これらを要件と仮定して検討することとする。

なお、企業結合の場合には、企業結合時には基本的に損益は生じないが、事業分離では、投資が継続しているとみる場合には移転損益が認識されず、そうでない場合には認識されることとなる（第 19 項参照）。一般的な売却や交換の会計処理に照らせば、上記の二つの観点以外にも、例えば、継続的関与（分離企業が分離した事業又は分離先企業に対して、事業分離後も引き続き関与すること）がある場合には、別途の考慮が必要になる可能性がある。本論点整理では、分離企業の会計処理を考えるにあたり、分離先企業の株式を受け取る場合以外の継続的関与について詳細には取り上げていないが、この点については引き続き検討する⁴。

また、いくつかの取引が行われたことによる経済的効果が、1 つの取引による事業分離の経済的効果と実質的に同じとなる場合（例えば、分離企業が設立した子会社の事後設立（第 33 項参照）の場合）がある。このような取引については、一体の取引として会計処理すべきと考えられるが、この点についても引き続き検討する。

⁴ もっとも、分離先企業が子会社や関連会社（第 7 項参照）にあたるかどうかを判断する際、持分比率以外の要素も加味するため、一定の継続的関与（例えば、分離企業が分離した事業又は分離先企業に対して、多くの融資や重要な営業又は事業上の取引を行うこと）は考慮されるものと考えられる。

なお、不動産の売却に関する継続的関与に係る論点については、「不動産売却の論点整理」第 75 項から第 119 項参照。

投資の継続と対価の種類

27. 「対価の種類」については、企業結合と同様に事業分離においても、分離企業が現金等の財産を受取対価としてある事業を移転した場合には、通常、分離企業の投資が清算されたとみなされる（企業結合会計意見書 三 2. (2)参照）。このような取引としては、例えば、現金のみを対価とした営業譲渡が該当する。したがって、投資の継続とみなされる可能性のある取引は、「対価の種類」の観点からは、分離先企業の議決権のある株式を受取対価とする取引と考えられる。

28. 受取対価のすべてが分離先企業の議決権のある株式ではなく、現金等の財産を一部含む場合の移転損益の認識については、一般的な売却や交換の会計処理と同様に、以下のような考え方があるため、引き続き検討するものとする。【基本論点1】[設例1-1]

なお、受取対価のうち、利益配当の代替としての交付金の部分や分割比率等に端数があるために生じた交付金の部分については、移転損益が認識されることとなる現金等の財産には含まれないものと考えられる。

(1) 投資が継続しているとみるためには、受取対価のすべてが、原則として、分離先企業の議決権のある株式であることが要件となるという考え方（したがって、受取対価に現金等の財産が含まれている場合には、原則として、移転損益が認識されることになる。）（第29項参照）

(2) 投資が継続しているとみるためには、受取対価に含まれる現金等の財産が一定の割合以下であることが要件となるという考え方（したがって、受取対価のうち現金等の財産が一定の割合を超える場合には、移転損益が認識されることになる。）（第30項参照）

(3) 投資が継続しているかどうかは、受取対価の種類ごとに区別して判断するという考え方（したがって、受取対価のうち、分離先企業の議決権のある株式に対応する部分は移転損益が認識されず、受取対価が現金等の財産に対応する部分は認識されることになる。）（第31項参照）

また、事業分離の受取対価が分離先企業の議決権のある株式のみであっても、後述するように、当該事業分離により分離先企業が関連会社となる場合（第44項参照）や、子会社や関連会社、共同支配企業以外となる場合（第49項参照）には、分離企業による当該事業に対する投資が清算されたものとして取り扱うことがあると考えられる。この場合には、分離企業において移転損益が認識され、取得した分離先企業の議決権のある株式の取得原価は時価となるため、上記のような論点はないこととなる。

29. 企業結合会計基準では、「持分の結合」と判定されるための要件として、「対価の種類」の観点からは、企業結合に際して支払われた対価のすべてが、原則として、議決権のある株式であることとしている（企業結合会計基準 三 1. (1)①参照）。この点を考慮すると、分離企業において投資が継続しているとみるためには、第28項(1)のように、受取対価のすべてが分離先企業の議決権のある株式であることが要件となるという考え方が整合的で

ある。

また、この考え方を採用する場合、企業結合会計基準において、形式的には株式を受取対価としていても、実質的に現金の代わりに株式を使用していることを識別するための基準を設けているように、何が分離先企業の議決権のある株式に該当するかということも論点となる。

30. しかしながら、企業結合の場合には、「持分の継続」にあたる場合でもあたらない場合でも、企業結合時には基本的に損益は生じないが、事業分離では、投資が継続しているとみる場合には移転損益が認識されず、そうでない場合には認識されることとなる（第19項参照）。一般的な売却や交換の会計処理に照らせば、事業分離の場合には、第28項(2)のように、受取対価に現金等の財産が含まれていても、一定の割合を超える分離先企業の議決権のある株式であれば移転損益は認識されないという会計処理が考えられる。

また、この場合には、何が分離先企業の議決権のある株式に該当するかという論点に加え、受取対価にどの程度の現金等の財産が含まれていれば移転損益が認識されるかということも論点となる。

31. 第28項(1)や第28項(2)は、受取対価に現金等の財産が、少しでも含まれているか一定割合以上含まれているかという違いはあるが、投資の清算とみる場合には一括して移転損益を認識し、投資の継続とみる場合には移転損益をまったく認識しないという点では共通である。これに対し、第28項(3)のように、受取対価の種類ごとに区別し、受取対価のうち現金等の財産に対応する部分について移転損益を認識する場合には、現金等の財産の比率に応じて移転損益が認識されることとなる。
32. なお、子会社を分離先企業として行った事業分離や、分離先企業の株式を受取対価とする事業分離において分離先企業が子会社となる場合には、企業結合会計基準の定めから、【基本論点1】は以下のように整理されるものと考えられる。

(1) 共通支配下の取引又はそれに準ずる取引として、分離企業の個別財務諸表上は、取得する株式（子会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定し、連結財務諸表上は、内部取引としてすべて消去する（企業結合会計基準 三 4. (1)参照）こととなる。したがって、このような場合には、受取対価に現金等の財産が含まれていれば移転損益が認識されるという考え方（第28項(1)参照）は適当ではないとの考え方があり得る。

(2) 一方、分離企業が現金等の財産のみを受取対価として、その事業を移転した場合には、通常、分離企業の投資が清算されたとみなされる（第27項参照）ことから、子会社を分離先企業として行った事業分離（例えば、現金のみを対価とした営業譲渡）においても、分離企業の連結財務諸表上は、内部取引としてすべて消去するものの、個別財務諸表上は、移転損益を認識するものと考えられる。

これを踏まえれば、分離先企業が子会社である場合でも、個別財務諸表上は、受取対価のうち現金等の財産が一定の割合を超える場合には移転損益が認識されるという

考え方（第 28 項(2)参照）や、受取対価が現金等の財産に対応する部分について移転損益を認識するという考え方（第 28 項(3)参照）もあり得るものと考えられる。

33. さらに、分離企業が設立した子会社の事後設立については、以下のような考え方があるため、引き続き検討するものとする。〔設例 1-2〕
- (1) 当該事後設立では、分離企業が現金を受取対価として、その事業を子会社に移転するため、子会社に対する現金による営業譲渡（第 32 項(2)参照）と同様に、移転損益を認識するという考え方がある。
 - (2) これに対して、そのような事後設立は、子会社設立前から存在する資産等を譲渡する契約に基づくものであるため、子会社に対する現金による営業譲渡と異なり、現物出資による子会社化と同様に、分離企業の個別財務諸表上、取得する株式（子会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定する（企業結合会計基準 三 2. (6)④参照）ことが適当であるという考え方がある。この場合には、設立後、事業分離までの期間にかかわらず、子会社と行うすべての事後設立が該当するかどうかなども論点となる。
34. 分離企業において、移転した事業に対する投資が清算されたと考えられる場合でも、取得した分離先企業の株式の時価又は移転した事業の時価の算定が困難なときには、分離企業において移転損益を認識することは適当ではないという意見がある。この場合、分離企業は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて、取得した分離先企業の株式の取得原価を算定することとなる。この場合でも、「時価の算定が困難な場合」とはどのような場合をいうかなど、引き続き検討するものとする。【基本論点 2】

投資の継続と支配

35. 企業結合会計基準では、「支配」をより重視する最近の国際的な動向にも配慮し、企業結合に伴って支配・被支配の関係が生じたときは、「支配」される側の持分はそこで継続を断たれると考えることとした（企業結合会計意見書 三 2. (3)参照）とされている。ここで、「支配」とは、ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう（企業結合会計基準 二 2.）。したがって、事業分離においても、「支配」を失った場合、投資はそこで清算されたとみて移転損益を認識し、「対価の種類」の要件を満たし「支配」を失っていない場合、投資は継続しているとみて移転損益を認識しないとすることが考えられる。
36. また、企業結合会計基準では、少数株主との取引の会計処理方法が定められている（企業結合会計基準 三 4. (2)参照）が、それは、親会社が少数株主から子会社株式を取得する取引（追加取得）の場合であり、子会社を合併会社とした吸収合併により他の企業を受け入れる場合や、子会社を承継会社とした吸収分割により他の企業の事業を受け入れる場合のように、企業結合により、支配獲得後において親会社の持分比率が減少する場合の会計処

理に関しては明示されていない。

親会社の連結財務諸表上、子会社の時価発行増資等に伴い、親会社の持分の一部が少数株主持分に振り替わることから生ずる差額（持分変動差額）は、連結原則では、子会社に対する「支配」を失っていないにもかかわらず、原則として、損益として処理する（連結原則 第四 五 3 参照）こととされている。したがって、事業分離における分離企業の会計処理において、投資の継続にあたるかどうかを「対価の種類」の他、「支配」という観点から判断することとした場合でも、連結財務諸表上、連結原則との関係を考慮する必要がある。

個別財務諸表と連結財務諸表における分離企業の会計処理

37. 分離企業において、事業分離を投資の清算とみる場合には、受取対価となる財の時価（又は分離した事業の時価）と、分離した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額との差額を移転損益として認識することとなり（第 19 項(1)参照）、投資の継続とみる場合には、事業を分離したことにより受け取る資産の取得原価は、分離した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定されることとなる（第 19 項(2)参照）。

これらの会計処理については、企業結合会計基準や連結原則による定めとの関係から、個別財務諸表上の取扱いと連結財務諸表上の取扱いをそれぞれ検討する必要がある。なお、個別財務諸表上、子会社株式及び関連会社株式には、のれん相当額が含まれているが、それは別途、把握されず、したがって、償却もされず、「金融商品に係る会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）に従って会計処理されることとなる。

38. 分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において、分離企業が受け取る当該分離先企業の株式の持分比率等により、分離先企業は、次のように分類される。なお、いずれの場合にも、事業分離前に分離企業は分離先企業の株式を有していないものとする。

- (1) 事業分離により分離先企業が子会社となる場合（第 39 項から第 43 項参照）
- (2) 事業分離により分離先企業が関連会社となる場合（第 44 項から第 46 項参照）
- (3) 事業分離により分離先企業が子会社や関連会社、共同支配企業以外となる場合（第 49 項参照）

事業分離により分離先企業が子会社となる場合

39. 分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において、分離先企業が新たに分離企業の子会社となる場合、実態的に、分離企業における当該事業に対する投資がそのまま継続していると考えられる。したがって、当該取引において、移転損益は認識されず、当該分離企業が取得した株式（子会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額に基づいて算定される。このような考え方は、企業結合会計基準においても、具体的に示されている。

40. まず、企業結合会計基準において、新設分割による子会社の設立については、共通支配下の取引に係る会計処理に準じて処理するのが適当であるとされている（企業結合会計意見書 三 5.参照）。したがって、事業分離により分離先企業が新たに分離企業の子会社となる場合には、共通支配下の取引に係る会計処理に準じて処理することとなる。〔設例 2-1〕

(1) 分離企業（分割会社）の個別財務諸表上の取扱い

共通支配下の取引の考え方により、分離企業の個別財務諸表上、新設分割により分離先企業が子会社となる場合、移転した事業の受取対価として取得する分離先企業の株式（子会社株式）の取得原価は、当該事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定する（企業結合会計基準 三 4. (1)①参照）こととされている。

(2) 分離企業（分割会社）の連結財務諸表上の取扱い

企業結合会計基準において、連結財務諸表上、共通支配下の取引は、内部取引としてすべて消去する（企業結合会計基準 三 4. (1)②参照）。このため、少数株主との取引が生じない単純新設分割の場合、分離企業の連結財務諸表上、当該取引は、内部取引としてすべて消去される。

一方、共同新設分割の場合、少数株主との取引が生ずるが、それは、企業結合会計基準に定める支配獲得後における子会社株式の追加取得の場合とは異なるものと考えられる。この際、親会社となる分離企業の連結財務諸表上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額とこれに対応する親会社の持分との間に生ずる差額については、次のような見方が考えられる。

① 新設会社が新たに子会社化されたため、支配獲得時における資本連結、又は、連結財務諸表上、パーチェス法が適用される企業結合とみる。このため、少数株主から取得した事業の取得原価と、識別可能な資産及び負債に配分された純額との差額はのれん（又は負ののれん）として取り扱う（企業結合会計意見書 三 3. (3)①及び連結原則 第四 三 2 参照）。

② 既に支配していた事業に係る取引であり、支配獲得後における子会社の時価発行増資と同様の資本連結手続とみる。したがって、分離企業の連結財務諸表上、少数株主持分が増加し、親会社の持分比率が減少する場合、親会社の払込額と親会社の持分の増減額との差額（持分変動差額）は、原則として、損益として処理する（連結原則 第四 五 3 並びに会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針について」第 47 項及び第 49 項参照）。

41. また、企業結合会計基準では、現物出資又は吸収分割による子会社化の形式をとる企業結合の場合について定めている。〔設例 2-2〕

(1) 分離企業（取得企業）の個別財務諸表上の取扱い

分離先企業（被取得企業）に移転された事業に対する分離企業の支配は、その企業結合の前後で継続していることから、分離企業の個別財務諸表では、移転した事業に

係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて分離先企業の株式（子会社株式）の取得原価を算定する（企業結合会計意見書 三 3. (6)及び企業結合会計基準 三 2. (6)④参照）こととされている。

(2) 分離企業（取得企業）の連結財務諸表上の取扱い

現物出資又は吸収分割による子会社化の形式をとる企業結合の場合、「逆取得」に該当し、分離企業は取得企業、分離先企業は被取得企業に該当することとなる。

この場合、共同新設分割による子会社化（第 40 項(2)参照）と同様に、少数株主との取引が生じ、親会社となる分離企業の連結財務諸表上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額とこれに対応する親会社の持分との間に生ずる差額については、次のような見方が考えられる。

- ① 譲受会社や承継会社が新たに子会社化されたため、企業結合に該当し、連結財務諸表上、パーチェス法が適用されるとみて（企業結合会計意見書 三 3. (1)参照）、当該差額はのれん（又は負ののれん）として取り扱う。
- ② 既に支配していた事業に係る取引であり、支配獲得後における子会社の時価発行増資と同様の資本連結手続とみて、分離企業の連結財務諸表上、持分変動差額として取り扱う。その際、逆取得に該当するため、個別財務諸表上は持分プーリング法に準じた処理方法により会計処理するが、連結財務諸表上は分離企業を取得企業としてパーチェス法を適用する（企業結合会計意見書 三 3. (1)参照）。そして、分離企業の連結財務諸表においては、子会社の時価発行増資等に伴い、親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に生じた差額（持分変動差額）は、原則として、損益として処理する。

42. このように、分離先企業が子会社となる場合、親会社となる分離企業において移転損益は認識されないが、分離企業の連結財務諸表上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額とこれに対応する分離企業（親会社）の持分との間に生ずる差額（又は少数株主から受け入れたと考えられる事業の時価とこれに対応する少数株主持分との間に生ずる差額）については、次のような見方が考えられることから、引き続き検討するものとする。【基本論点 3】

(1) 第 1 案：事業分離によって分離先企業が新たな子会社となるため、企業結合時（支配獲得時）に生じたのれん（又は負ののれん）を構成するものとして取り扱う見方（第 40 項(2)①及び第 41 項(2)①参照）

これは、企業結合会計基準も連結原則もともに支配概念を用いており、企業結合時（連結時）において、連結財務諸表上パーチェス法を適用することと、連結原則によって資本連結することとは同じであるため、当該差額はのれん（連結調整勘定）として取り扱うものである。

取得と判定された企業結合の会計処理にはパーチェス法が適用され、その特徴の一つとして、のれん又は負ののれん（取得原価としての支払対価総額と、被取得企業が

ら取得した資産及び引受けた負債に配分された純額との間の差額)が生ずる場合がある(企業結合会計意見書 三 3. (6)並びに企業結合会計基準 二 8. 及び三 2. (3)参照)。連結財務諸表上パーチェス法を適用することにつき、連結上、増加した少数株主持分の額を取得原価とし、少数株主から取得した資産及び引受けた負債に配分された純額との間の差額を、のれん又は負ののれんと考え、少数株主から取得したと考えられる事業の時価とこれに対応する少数株主持分の額との間に生ずる差額は、のれん(又は負ののれん)を構成するものとして取り扱われる。

- (2) 第 2 案：事業は既に支配されているため、支配獲得後における子会社の時価発行増資等において生ずる持分変動差額として取り扱う見方(第 40 項(2)②及び第 41 項(2)②参照)

これは、企業結合会計基準の考え方に沿って、分離企業における当該事業に対する投資が継続しているとみるとともに、連結原則に従い、支配獲得後に生じた当該差額は持分変動差額として取り扱うものである。

また、この考え方は、事業を分離し分離先企業が新たに子会社となる場合と、事業を新設した子会社に分離し当該子会社が他の企業や他の企業の事業を受け入れ親会社の持分比率は減少する場合とは、経済的に同一の効果となるため、同じような会計処理になることが適当であるという意見に基づくものである。さらに、この考え方は、当該差額が、分離企業の事業の時価と適正な帳簿価額との差額に少数株主の持分比率を乗じた金額と等しくなるため、その部分がいわば少数株主に売却されたと言えるのではないかという意見にも対応するものである。なお、この場合には、少数株主から取得した事業につき、連結財務諸表上パーチェス法を適用したことによるのれんは別途、計上されることとなる。

43. 企業結合会計基準では、共同支配企業の形成は持分の結合であるため、持分プーリング法に準じた処理方法を適用することとしたが、共同支配企業を共同で支配する企業(投資企業)が、当該共同支配企業の形成に当たり事業を移転した場合には、当該共同支配企業に対する投資の取得原価(移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定する。)と、共同支配企業の資本のうち投資企業の持分比率に対応する部分との差額は処理しない(企業結合会計意見書 三 4. (7)及び企業結合会計基準 三 3. (7)参照)とされている。

この会計処理と分離先企業が子会社となる場合における第 42 項にて示された会計処理とは異なる。共同支配企業の形成では、連結原則と異なる会計処理として差額は処理しないこととしているが、それは例外的処理と位置付けられるものであるため、企業結合会計基準において特段の定めがなされているものと考えられる。

事業分離により分離先企業が関連会社となる場合

44. 分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において、分離先企業が関連会社となる

場合、分離企業による当該事業に対する投資が継続しているとみなされるかどうかについては、以下のように、いくつかの見方があり得るため、これらの点については、引き続き検討するものとする。【基本論点 4】〔設例 3〕

(1) A 案：投資の清算に該当するという見方〔設例 3-1〕

① 分離企業の個別財務諸表

分離先企業に移転された事業に対する分離企業の「支配」は失われることから、いったん投資を清算したとみて移転損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなり、取得した分離先企業の株式の取得原価は、移転した事業の時価となる。

② 分離企業の連結財務諸表

投資の清算にあたりと考える場合には、新たな投資が開始したこととなるため、新たに持分法を適用し、のれん（連結調整勘定相当額）が認識される（連結原則 注解 17 及び会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」（以下「持分法実務指針」という。）第 9 項参照）参照）こととなる。

なお、分離先企業が関連会社となり移転損益を認識する場合、持分法の適用上、売手側である投資会社に生じた未実現損益として、当該関連会社に対する分離企業（投資会社）の持分相当額を消去することになるのではないかという意見がある。一方、投資の清算にあたりという見方に基づく場合、分離企業の個別財務諸表で認識された移転損益は、分離企業と第三者間の取引によって生じたものであり、その直後に、分離企業は投資会社として新たに持分法を適用すると考えられることから、分離企業の連結財務諸表において、持分法適用会社との間に係る未実現損益とは異なり消去する必要はないという意見がある。このため、この点については、引き続き検討するものとする。

(2) B 案：投資の継続に該当するという見方〔設例 3-2〕

① 分離企業の個別財務諸表

分離先企業に移転された事業に対する分離企業の「支配」は失われているが、引き続き「重要な影響」を与えることができることから、又は、事実上の「事業投資」が継続していると考えられることから、投資は終了したとはみず継続しているとみる。この場合には、これまでの投資がそのまま継続していると考えられるので、移転損益は認識されず、移転前の適正な帳簿価額がそのまま投資原価となる。

② 分離企業の連結財務諸表

投資の継続と考えられる場合には、持分法の適用において、分離企業（投資会社）の投資（又は払込）の額と持分（又は持分増減額）との間に生ずる差額については、さらに、以下のように 2 つの見方が考えられる。

(イ) B-1 案：当該差額は、のれん（連結調整勘定相当額）とみる。

【基本論点 3】第 1 案にて、企業結合時（連結時）に、連結上、パーチェス法を

適用することと、連結原則によって資本連結することと同じであれば、持分法上も当該差額は、のれん（連結調整勘定相当額）として取り扱うことが考えられる。

(㍑) B-2 案：当該差額は、持分変動差額とみる。

【基本論点 3】第 2 案のように、既に支配していた事業について、少数株主持分が増加し親会社（投資会社）の持分比率が減少する取引は、子会社（被投資会社）の時価発行増資と同様の取引であり、それに伴い生じた差額（持分変動差額）は、原則として、損益として処理することが考えられる。

45. 分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において、分離企業の連結財務諸表上、分離先企業が子会社となる場合の【基本論点 3】（第 42 項参照）と、分離先企業が関連会社となる場合の【基本論点 4】（第 44 項参照）との関連は、以下のように考えられる。

<参考－分離企業の連結財務諸表における会計処理において考えられる組合せ>

支配の 喪失		支配の 喪失
【基本論点 3】子会社株式の取得 第 1 案（企業結合） ⇒「移転損益」を認識しない(*) ⇒差額は「のれん(連結調整勘定)」として認識	事業投資 又は 重要な影 響力の継 続	【基本論点 4】関連会社株式の取得 (A 案)投資の清算に該当する ⇒「移転損益」を認識する(*) (**) ⇒差額は「のれん(連結調整勘定相当額)」として認識 (B 案)投資の継続に該当する ⇒「移転損益」を認識しない(*) ⇒B-1 案：差額は「のれん(連結調整勘定相当額)」として認識 ⇒B-2 案：差額は「持分変動差額」として認識

(*) 分離企業の個別財務諸表においても同様の取扱いとなる。

(**) 時価の算定が困難な場合の取扱いについては、【基本論点 2】参照。

(1) 【基本論点 3】第 1 案と【基本論点 4】A 案の組合せ

この組合せは、事業分離により分離先企業が子会社となる場合は、分離企業において企業結合となり（第 1 案）、事業分離により分離先企業が関連会社となる場合は、分離企業の「支配」は失われ、投資は清算されたとみる（A 案）という関係として説明することが可能である。これは、改めて時価にて投資を行ったとみることとなるため、企業結合（第 1 案）の場合に生じた差額も、新たに持分法の適用（A 案）によって生じた差額も、のれん（連結調整勘定相当額）として取り扱われる。

この場合には、企業結合の場合と同様に、事業分離において投資の継続とみるかどうかは「対価の種類」と「支配」観点から判断されることとなる。

(2) 【基本論点 3】第 1 案と【基本論点 4】B-1 案の組合せ

事業分離により分離先企業が子会社となる場合は、分離企業において企業結合となり（第 1 案）、企業結合時（連結時）において、連結上、パーチェス法を適用することと、連結原則によって資本連結することとが同じであれば、持分法の適用によって生じた差額は、のれん（連結調整勘定相当額）として取り扱うことができることから、この組合せが考えられる。

この場合には、企業結合の場合と異なり、事業分離において投資の継続とみるかどうかは「対価の種類」と「重要な影響力」の観点から判断されることとなる。

(3) 【基本論点 3】第 2 案と【基本論点 4】A 案の組合せ

この組合せは、事業分離により分離先企業が子会社となる場合は、投資の継続に該当する（第 2 案）が、分離先企業が関連会社となる場合は、分離企業の「支配」は失われるため、投資の継続には該当しない（A 案）と考えるものである。この組合せにおいて、連結（持分法適用）上生ずる差額は、投資の継続に該当する（第 2 案）場合は、支配獲得後において子会社の時価発行増資等に伴い生じた差額（持分変動差額）であり、投資の継続に該当せず清算したとみる（A 案）場合は、新たに持分法の適用によって生じた差額は、のれん（連結調整勘定相当額）として取り扱われる。

この場合にも、企業結合の場合と同様に、事業分離において投資の継続とみるかどうかは「対価の種類」と「支配」観点から判断されることとなる。

(4) 【基本論点 3】第 2 案と【基本論点 4】B-2 案の組合せ

この組合せは、事業分離により分離先企業が子会社となる場合（第 2 案）も関連会社となる場合（B 案）も、投資の継続とみるものである。この場合、連結（持分法適用）上生ずる差額は、既に支配していた事業について、支配獲得後における子会社（被投資会社）の時価発行増資等に伴い生じた差額（持分変動差額）であり、原則として、損益として処理することとなる。

この場合には、企業結合の場合と異なり、事業分離において投資の継続とみるかどうかは「対価の種類」と、「（支配を含む）重要な影響力」や「事業投資」の観点から判断されることとなる。

46. 【基本論点 4】は、持分法の位置付けにも係る問題である。持分法を有価証券の評価に係るものととらえれば、連結法（完全連結）とは必ずしも同じ位置付けではないため、A 案のように、連結（企業結合）とは区別した考え方と結び付きやすい。一方、持分法は、一行連結といわれるように、その当期純利益及び純資産に与える影響は同一であることから、連結法（完全連結）のいわば簡便的な会計処理であることとらえれば、B 案のように、連結（企業結合）の延長にある考え方と結び付きやすい。
47. 企業結合会計基準では、共同支配企業の形成における共同支配企業の会計処理が定められており、この会計処理と、分離先企業が関連会社となる場合における第 44 項にて示された会計処理とは異なる。すなわち、【基本論点 4】A 案（第 44 項(1)参照）であれば、取得し

た分離先企業の株式の取得原価は移転した事業の時価となり移転損益を認識するため、共同支配企業の形成における会計処理とは異なり、投資はいったん清算され損益が実現したものと位置付けられている。また、【基本論点4】B案（第44項(2)参照）であれば、取得した分離先企業の株式の取得原価は移転した事業の適正な帳簿価額となり移転損益は認識しないが、当該取得原価と分離先企業の資本のうちこれに対応する部分との差額は、連結原則に従って処理することとなる。共同支配企業の形成の場合には、連結原則と異なる会計処理として差額は処理しないこととしているが、それは例外的処理と位置付けているものであるため、企業結合会計基準において特段の定めがなされているものと考えられる（第43項参照）。

48. ある事業分離が、共同支配企業の形成以外の企業結合であって、「持分の結合」と判定された場合、分離企業の資産、負債及び資本の適正な帳簿価額で引き継がれる（企業結合会計基準 三 3. (1) から(6)参照）こととなるため、分離企業において、移転損益は認識されないと考えられる（第25項(1)参照）。

しかしながら、当該事業分離（企業結合）によって、分離先企業（結合企業）が関連会社となる場合については、分離企業の連結財務諸表上、当該関連会社に対する投資の取得原価（移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定する。）と、関連会社の資本のうち分離企業の持分比率に対応する部分との差額の会計処理については明示されていない。この点については、以下のような考え方があ

- (1) 事業分離により、分離先企業が関連会社となる場合（第44項(2)参照）と同様に会計処理する考え方

企業結合において「持分の結合」と判定される場合には、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額を引き継ぐが、これは、事業分離により分離先企業が関連会社となるときに投資が継続しているとみる【基本論点4】B案（第44項(2)参照）と同じ会計処理であるため、持分法の適用においても同様に会計処理することが考えられる。

この場合、当該投資の額と対応する持分の額との間に生ずる差額については、さらに、以下のように2つの見方が考えられる。

- (イ) B-1案：当該差額は、のれん（連結調整勘定相当額）とみる。
(ロ) B-2案：当該差額は、持分変動差額とみる。

- (2) 共同支配企業の形成と同様に、差額は処理しないこととする考え方

企業結合会計基準では、共同支配企業の形成は「持分の結合」であるため、共同支配企業を共同で支配する企業（投資企業）は、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて当該共同支配企業に対する投資の取得原価を算定するが、持分法の適用上、共同支配企業の資本のうち投資企業の持分比率に対応する部分との差額は処理しないとしている（企業結合会計意見書 三 4. (7)

参照)。このため、ある企業結合（事業分離）が、共同支配企業の形成以外の企業結合であっても、「持分の結合」と判定された場合には、共同支配企業の形成と同様に、分離企業（投資企業）は、当該差額を処理しないことが考えられる。

この場合には、当該取引は共同支配企業の形成に準ずるものとして別途定める方法が考えられる。

事業分離により分離先企業が子会社や関連会社、共同支配企業以外となる場合

49. 分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において、子会社や関連会社、共同支配企業以外となる場合、分離企業の財務諸表において分離先企業の株式は「その他有価証券」又は「売買目的有価証券」に分類される。この場合、分離先企業が関連会社となる場合の【基本論点4】（第44項参照）との関連を踏まえれば、以下のように、分離企業による当該事業に対する投資は継続していないものとみて、移転損益を認識することが考えられる。

- (1) 【基本論点4】A案では、分離企業において、事業分離により受け取る分離先企業の株式が「関連会社株式」に分類される場合、分離企業の当該事業に対する「支配」は失われたことから投資は継続していないとみる。このため、「その他有価証券」又は「売買目的有価証券」に分類される場合にも、分離企業の「支配」は失われ投資は継続していないものとみて、移転損益が認識される。
- (2) 【基本論点4】B案では、事業分離により受け取る分離先企業の株式が「子会社株式」や「関連会社株式」に分類される場合、「（支配又は）重要な影響」や「事業投資」が続いていることから投資は継続しているとみるが、「その他有価証券」又は「売買目的有価証券」に分類される場合には、これと異なるため、投資は継続していないものとみて、移転損益が認識される。

分離企業の会計処理に係る他の論点

分離企業において移転損益を認識する場合の時価

50. 分離企業において、移転した事業に対する投資が清算されたと考えられる場合、通常、事業分離日において、いったん投資を清算し改めて時価にて投資を行ったとみて、移転損益を認識すると考えられる。この際、受取対価の金額の算定は、一般的な交換取引における考え方と同様に、その交換のために引き渡された財の時価に基づくことが考えられるが、それは通常、取得した財の時価と等価であると考えられるため、より高い信頼性をもって測定可能な時価で測定することとなる。これは、現金及び現金等価物を対価とする場合には、その受払額で測定されるが、現金及び現金等価物以外の財と財とが交換される場合には、一般に、引き渡した財の時価と取得した財の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で測定される（企業結合会計意見書 三 3. (2) ①参照）ことから、事業分離においても、このような考え方によることが整合的であると考えられることによる。
51. 移転損益は事業分離日に認識するとしても、いつの時点の時価で測定すべきか、すなわち、

売却価額といえる移転する事業の時価又は受取対価となる財の時価は、事業分離の主要条件が合意された時点で測定されるべきか、事業分離日の時価で測定されるべきかという論点がある。特に、分離企業が対価として分離先企業の株式を受け取る場合においては、主要な交換条件が合意されて公表された時点での株価を用いるべきか、事業分離日の株価を用いるべきかが論点となる。

この点については、企業結合会計基準において示されている考え方（企業結合会計意見書 三 3. (2) ③参照）と同様に、結合当事企業は、お互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件の合意に至っているのが通常であり、また、そのような合意内容が公表された後の受取対価の時価変動には、分離企業が分離先企業に移転する事業の本来の価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性もあることから、原則として、事業分離の主要条件が合意された時点の時価に基づいて算定するものと考えられるが、引き続き検討することとする。

分離企業において移転する事業に係る資産及び負債の帳簿価額

52. 分離企業において、移転した事業に関する投資が清算したとみる場合には、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取った対価と、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額との差額を移転損益として認識することとなる（第 19 項(1)参照）。また、投資が継続しているとみる場合には、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取る資産の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定されることとなる（第 19 項(2)参照）。

いずれの場合においても、分離企業において、事業分離により移転した事業に係る資産及び負債の帳簿価額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した「適正な帳簿価額」であることが必要である。したがって、分離企業は事業分離日の前日に決算又は仮決算を行い、適正な帳簿価額を確定させる必要がある。

53. 分離企業において、事業分離により移転する事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額を確定させることは、企業結合における被結合企業において、企業結合日の前日における会計処理と同様のものと考えられる。特に、「持分の結合」と判定された企業結合は、持分プーリング法により、基本的にはすべての被結合企業の資産、負債及び資本の適正な帳簿価額を引き継がなければならない（企業結合会計基準 三 3. (1)参照）ことから、その具体的な事項については、企業結合に係る具体的な指針等についての論点とともに、引き続き検討するものとする。検討事項には、分離企業において計上されていた土地再評価差額金の取扱いも含まれる。

さらに、会社分割や営業譲渡などの事業分離における分離企業の場合には、合併における被合併会社と異なり、事業分離日の前日における分離企業の適正な帳簿価額を、事業分離により移転する事業に係る部分と分離企業に残る部分とに合理的に区分する必要がある。

被合併会社の会計処理

54. 合併による企業結合に持分プーリング法が適用される場合、分離企業と同様に（第 53 項参照）、消滅する被合併会社は、最終事業年度において、企業結合後に引き継がれる資産及び負債の適正な帳簿価額を算定する必要がある。この点に係る具体的な事項については、企業結合に係る指針についての論点とともに、引き続き検討するものとする。
55. これに対して、合併による企業結合にパーチェス法が適用される場合、被合併会社は会計上も清算されたとみため、継続企業的前提が問題になるという意見もあるが、実務における費用対効果を勘案して、消滅する被合併会社の最終事業年度の財務諸表は、被合併会社が継続すると仮定した場合の適正な帳簿価額によることができると考えられる。

分割型の会社分割における分割会社の会計処理

56. 分割型の会社分割は、人的分割ともいわれ、分割会社がある事業を承継会社又は新設会社に移転するが、当該分割会社は、直接、対価を受け取らず、当該承継会社又は新設会社の株式が分割会社の株主に交付されるものである。これには、分割会社の株主の保有する株式数の割合に応じて交付される按分型と、その株式数の割合とは異なる割合で交付される非按分型がある。このような分割型の会社分割については、以下のような見方が考えられるため、引き続き検討するものとする。
- (1) 当該取引を 1 つの取引、すなわち、分離企業の株主に対する現物の分配（例えば、現物配当）と同様の資本取引と考える見方
- 一般に資本取引において損益は生じないため、承継会社又は新設会社に移転する事業に係る資産及び負債は、その移転直前の適正な帳簿価額により算定し、その差額は資本の減少として会計処理するものと考えられる。
- (2) 当該取引を 2 つの取引、すなわち、分社型の会社分割とこれにより受け取った承継会社又は新設会社の株式を分配する資本取引と考える見方
- この場合には、分社型の会社分割は、まず、分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離の会計処理（第 39 項から第 49 項参照）と同様に会計処理し、次に、(1) のように、取得した分離先企業の株式の取得原価と資本の減少として会計処理すると考えられる。したがって、分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離において移転損益が認識される場合には、当該取引においても損益が認識され、事業分離において移転損益が認識されない場合には、当該取引においても損益が認識されないこととなる。
57. 非按分型の分割型分割においては、分割会社の株主構成に変化が生ずることや、株主にとっては清算又は解散に類似するものであるため、現物の分配（第 56 項(1)参照）とみなした場合でも、移転損益を認識することになるのではないかという意見がある。しかし、非按分型の場合でも、株主間の富の移転にすぎない場合、損益は生じず、また、資本の減少による株主への財産の分配は売却とは異なるものと考えられる。

分離企業の税効果会計

58. 分離企業において、事業分離により移転する事業に係る資産及び負債が、現金以外の受取対価と引き換えられ、新たに当該受取対価が計上される場合には、一般的な交換の場合と同様に、新たに貸借対照表に計上された資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額（税務上の帳簿価額）との間に差額（一時差異）が生ずる場合がある。例えば、分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離では、以下のような場合がある。

- (1) 分離企業において移転損益が認識されない場合（例えば、持分の結合と判定された企業結合（第 25 項参照）の場合）、分離先企業株式の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定される。適格組織再編（適格合併等、税務上、簿価引継又は簿価譲渡として取り扱われる組織再編をいう。以下同じ。）に該当する場合、税務上も、分離先企業株式の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の税務上の帳簿価額に基づくため、この場合には、分離先企業株式に関して、移転した事業に係る資産及び負債の一時差異と同額の一時差異が生ずる。
- (2) 分離企業において移転損益が認識されないが、適格組織再編に該当しない場合には、税務上、分離先企業株式の取得原価は、当該株式の時価に基づくため、この場合には、基本的に、分離先企業株式に関して、移転した事業に係る資産及び負債の一時差異と同額の一時差異に加え、新たに税務上の移転損益が一時差異として生ずる。
- (3) 分離企業において移転損益が認識される場合、分離先企業株式の取得原価は、当該株式の時価又は移転した事業の時価に基づいて算定される。これが適格組織再編に該当する場合、税務上、分離先企業株式の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の税務上の帳簿価額に基づくため、この場合には、分離先企業株式に関して、当該株式の時価又は移転した事業の時価と移転した事業に係る資産及び負債の税務上の帳簿価額との差額が、一時差異として生ずる。
- (4) 分離企業において移転損益が認識され、適格組織再編に該当しない場合には、分離先企業株式の取得原価は時価となるが、当該株式の時価の測定時点が企業会計と課税所得計算とでは異なるなどの場合には、一時差異が生ずる。

59. 分離企業における税効果会計の主な論点としては、いつ税効果会計を適用するか、繰延税金資産の回収可能性の判断をどのように行うか（第 60 項参照）などが挙げられる。

まず、いつ税効果会計を適用するかについては、一般的な交換の場合と同様に、分離先企業の株式のみを受取対価とする事業分離でも、原則として、事業分離日以後最初に到来する事業年度末に適用するものと考えられる。したがって、期末に繰延税金資産及び繰延税金負債が計上され、その差額を期首と期末で比較した増減額が法人税等調整額として計上されることとなる（「税効果会計に係る会計基準」第二二 3 参照）。

しかしながら、分離先企業が、移転する事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額を引き継ぐ場合（第 58 項(1)及び(2)参照）には、事業分離日において、引き継がれ

る繰延税金資産及び繰延税金負債（移転した事業に係る資産及び負債の一時差異及び新たに生じた税務上の移転損益に対するもの）が消滅することとなるため、これと同時に、分離先企業株式に係る一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債として、同額計上することが適当であるとの意見がある。これは、事業分離日に同額計上しない場合、引き継がれる繰延税金資産及び繰延税金負債のみが消滅するため、当該金額が分離先企業株式の取得原価を構成することとなり、期末に計上される分離先企業株式に係る一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債や、それに関連する法人税等調整額が適切に算定されなくなってしまうという理由による。この点については、引き続き検討するものとする。〔設例 4〕

60. 次に、事業分離日の前日における決算又は仮決算において、分離企業が移転する事業に係る資産及び負債の一時差異に対して計上する繰延税金資産の回収可能性の判断をどのように行うかについては、一般的な交換の場合と同様に、分離企業における事業分離日以後の将来年度の収益力に基づく課税所得等により判断する（会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第 21 項参照）こととなり、分離先企業の将来年度の収益力に基づく課税所得等は勘案しないものと考えられる。

ただし、分離先企業が、移転する事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額を引き継ぐ場合（第 58 項(1)及び(2)参照）には、事業分離日において分離企業の認識した繰延税金資産及び繰延税金負債（移転した事業に係る資産及び負債の一時差異及び新たに生じた税務上の移転損益に対するもの）を引き継ぐこととなるため、その回収可能性は、事業分離がないものと仮定した分離企業の将来年度の収益力に基づく課税所得等により判断することとなると考えられる。

なお、分離先企業が計上する繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業結合会計基準における企業結合に係る具体的な指針等として別途検討するため、本論点整理の検討範囲には含まれていない。

61. 分割型の会社分割において適格組織再編に該当しない場合、税務上は分割期日の前日において移転損益に課税されることとなり、分離企業が移転する事業に係る資産及び負債は時価に評価替えされたものと同様と考えられるため一時差異が生じ、翌日の分割期日に当該一時差異は解消することとなる。

特に、分割期日が分離企業の期首である場合には、分割期日の前日である前期末において、税務上の移転損益に係る未払法人税等と当該一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債が計上されるが、当該繰延税金資産の回収可能性の判断についても、原則として、第 60 項と同様に、分離企業における事業分離日以後の将来年度の収益力に基づく課税所得等により判断することとなると考えられる。

開示

62. 投資者への適切な情報開示という観点から、事業分離における分離企業の注記事項（重要

な後発事象を含む。)については、企業結合会計基準における注記事項を踏まえつつ、例えば、個別催告を受けなかった分割会社の債権者に対する債務については、分割時の財産額を限度として弁済の責任を負うことなど、事業分離に特有なものがあれば、これを加味した開示を検討していくことが考えられる。

さらに、諸外国の会計基準では、損益計算書上、過年度分も含めて、分離した事業を非継続事業として区分掲記することが求められている。我が国においては、財務諸表の開示が1年を単位として独立しており過年度の修正再表示の慣行はないが、どのような開示を行うかについて、引き続き検討するものとする。

63. 事業分離が企業結合に該当する場合は、分離先企業（結合企業）において企業結合会計基準に示された注記事項が開示されることとなるが、さらに、事業分離に特有なものがあれば、その事項の開示を行うかどうかという意見がある。また、分割型の単独新設分割における新設会社のように、企業結合に該当しない分離先企業においても、結合企業の注記事項が準用されることになるのではないかという意見がある。これらの点については、企業結合会計基準における具体的な指針等についての論点として、引き続き検討するものとする。

結合当事企業の株主に係る会計処理の考え方

被結合企業の株主に係る会計処理の基本的な考え方－交換損益を認識するかどうかの判定－

64. 本論点整理では、一般に事業の成果をとらえる際の投資の継続・清算という概念に基づき、実現損益を認識するかどうかという観点から、分離企業の会計処理と同様に（第25項参照）、被結合企業の株主に係る会計処理を検討している。したがって、企業結合により、保有していた被結合企業の株式が、結合企業の株式などの財と引き換えられた場合に、その投資が継続しているとみるか清算されたとみるかによって、被結合企業の株主に係る会計処理でも、一般的な売却や交換に伴う損益認識と同様に、交換損益が認識されない場合と認識される場合が考えられる（第19項参照）。
65. この際、事業分離における分離企業と、企業結合において、100%子会社を被結合企業とする当該被結合企業の株主（親会社）とでは、経済的効果が実質的に同じであることから、これらの会計処理は整合的であることが適当と考えられる（第24項参照）。このため、被結合企業の株主にとって投資の継続・清算とみるかどうかを判断するためには、分離企業における会計処理と同様に、「対価の種類」と「支配」を要件と仮定して検討することとする。

さらに、被結合企業の株主が親会社である場合の会計処理は、被結合企業の株式をすべて保有しているとき（被結合企業が100%子会社の場合）でも、すべては保有していないとき（被結合企業が100%未満子会社の場合）でも整合的に行われることが適当と考えられる

(第 24 項参照)。

投資の継続と対価の種類

66. 「対価の種類」については、被結合企業の株主が、現金等の財産と当該株主が保有していた被結合企業の株式が交換された場合、通常、被結合企業の株主の投資が清算されたとみなされる。もっとも、被結合企業の株主が保有していた被結合企業の株式は、結合企業の株式と引き換えられることが多く、この場合には、投資の継続とみなされる可能性がある。

67. 被結合企業の株式が、結合企業の株式と引き換えられる場合であっても、分離企業の会計処理と同様に(第 28 項参照。【基本論点 1】)、受取対価に現金等の財産が一部含まれているときには、以下のような考え方があり得る。このため、分離企業の会計処理や金融商品会計基準における取扱い(第 68 項参照)との整合性も考慮しながら、引き続き検討するものとする。【基本論点 5】

なお、受取対価のうち、利益配当の代替としての交付金の部分や合併比率等に端数があるために生じた交付金の部分については、交換損益が認識されることとなる現金等の財産には含まれないものと考えられる。

(1) 投資が継続しているとみるためには、被結合企業の株主が受け取った対価のすべてが、原則として、結合企業の議決権のある株式であることが要件となるという考え方

(2) 投資が継続しているとみるためには、被結合企業の株主が受け取った対価に含まれている現金等の財産が一定の範囲以下であることが要件となるという考え方

(3) 投資が継続しているかどうかは、受取対価の種類ごとに区別して判断するという考え方

68. 金融商品会計基準では、金融資産の交換について、直接取り扱ってはいないが、金融資産がその消滅の認識要件を満たした場合には、当該金融資産の消滅を認識するとともに、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する(金融商品会計基準 第二 3 参照)ものとしている。株式は金融資産である(金融商品会計基準 第一 一 参照)ことから、金融商品会計基準との関係も考慮する必要がある。

(1) 企業結合により、通常、被結合企業の株主が保有していた被結合企業の株式の契約上の権利に対する支配⁵が他に移転するものと考えられる。当該株式が、その消滅の認識要件を満たしている場合、対価として受け取った結合企業の議決権のある株式が新たな金融資産の発生と考えられれば、当該株式は時価により計上し、帳簿価額との差額を当期の損益として処理することとなる。この場合には、「対価の種類」の観点からは、投資の継続には該当しないこととなるため、株主が受け取った対価に現金等の財産が含まれていなくとも、時価を合理的に算定できない場合を除き、損益が認識されることと

⁵ ここでいう「支配」とは、金融資産の契約上の権利に対する支配であって、企業結合会計基準でいう「支配」(ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していること)と同じではない。

なる（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）第36項から第38項参照）。

(2) これに対して、対価として受け取った現金等の財産は新たな金融資産の発生であるが、結合企業の議決権のある株式が残存部分と考えられれば、被結合企業の株主が保有していた被結合企業の株式全体の時価に対する消滅部分（現金等の財産）と残存部分（結合企業の議決権のある株式）の時価の比率により、当該株式全体の帳簿価額を按分して計算した消滅部分の帳簿価額と、その対価としての受取額との差額を当期の損益として処理することとなる。これは、第67項(3)と同様の会計処理となる。

69. 分離企業の会計処理と同様に（第34項参照）、被結合企業の株主にとって投資の継続に該当しないと考えられる場合でも、取得した結合企業の株式の時価又は移転した被結合企業の株式の時価の算定が困難な場合はどうするかという論点があるため、この点については、引き続き検討するものとする。【基本論点2】

投資の継続と支配

70. 被結合企業の株主においても、事業分離と同様に（第35項参照）、企業結合会計基準の考え方に沿って、「支配」を失った場合、投資はそこで清算されたとみて交換損益を認識し、「対価の種類」の要件を満たし「支配」を失っていない場合、投資は継続しているとみて交換損益を認識しないとするのが考えられる。

しかしながら、子会社が被結合企業である場合の株主（親会社）の会計処理は、分離企業の会計処理と整合的に検討するとしても、投資先である被結合企業が子会社以外の場合、被結合企業の株主はもともと被結合企業を「支配」していないため、どのように考えるかが論点となる。

71. 子会社を被結合企業とする株主の会計処理は、分離企業の会計処理と整合的に検討する（第74項及び第75項参照）が、被結合企業の株主において投資の継続とみるかどうかを「対価の種類」の他、「支配」という観点から判断することとした場合でも、以下のように、連結原則や金融商品会計基準等との関係を考慮する必要がある。

(1) 第36項で示したように、企業結合会計基準では、企業結合により親会社の持分比率が減少するときの会計処理については示されていないが、連結原則では、親会社の持分の一部が少数株主持分に振り替わることから生ずる差額（持分変動差額）は、原則として、損益として処理する（連結原則 第四 五 3 参照）こととされている。

(2) さらに、被結合企業の株主の個別財務諸表上、企業結合により親会社の持分比率が減少し「支配」を失い、「子会社株式」から振り替える場合、有価証券の保有目的区分の変更を行う場合における振替時の評価額は、変更前の保有目的区分に係る評価基準によるものとされているため、取得原価で振り替えることになる（金融商品会計実務指針第89項及び第283項参照）。このため、企業結合により親会社の持分比率が減少し「支配」を失う場合でも、金融商品会計基準等に従えば、被結合企業の株主の個別財務諸表

上は、損益を認識しないと考えられる。

個別財務諸表と連結財務諸表における被結合企業の株主の会計処理

72. 分離企業と同様に（第 37 項参照）、被結合企業の株主において、投資の清算とみる場合には、保有していた被結合企業の株式との引き換えによる受取対価の時価と、引き換えた被結合企業の株式の帳簿価額との差額を交換損益として認識することとなり（第 19 項(1)参照）、投資の継続とみる場合には、保有していた被結合企業の株式との引き換えによる受取対価の取得原価は、引き換えた被結合企業の株式の帳簿価額に基づいて算定されることとなる（第 19 項(2)参照）。

これらの会計処理については、企業結合会計基準や連結原則、金融商品会計基準によるそれぞれの定めとの関係から、個別財務諸表上の取扱いと連結財務諸表上の取扱いをそれぞれ確認する必要がある。

73. 結合企業の株式のみと引き換えられる企業結合において、被結合企業の株主が受け取る当該結合企業の株式の持分比率等により、当該企業結合は、次のように分類される。なお、いずれの場合にも、企業結合前に被結合企業の株主は結合企業の株式を有していないものとする。

- (1) 子会社を被結合企業とした企業結合の場合（第 74 項及び第 75 項参照）
- (2) 関連会社を被結合企業とした企業結合の場合（第 76 項から第 79 項参照）
- (3) 株式投資先（子会社や関連会社、共同支配企業以外）を被結合企業とした企業結合により、結合企業が子会社や関連会社、共同支配企業以外となる場合（第 80 項及び第 81 項参照）

子会社を被結合企業とした企業結合の場合

74. 事業分離における分離企業と、100%子会社を被結合企業とする企業結合における当該被結合企業の株主（親会社）とでは、経済的効果が実質的に同じであることから、これらの会計処理は整合的であることが適当と考えられる。その上で、被結合企業の株式をすべて保有している場合（被結合企業が 100%子会社の場合）と整合性を保つように、被結合企業の株式のすべては保有していないが子会社である場合（被結合企業が 100%未満の子会社の場合）において、被結合企業の株主の会計処理を考慮することが適当と考えられる（第 24 項参照）。

- (1) 子会社を被結合企業とする企業結合により、結合企業が当該被結合企業の株主の新たな子会社となる場合（子会社株式から子会社株式）
この場合には、第 39 項から第 43 項の点が論点になるものと考えられる。〔設例 5-1〕
〔設例 5-2〕
- (2) 子会社を被結合企業とする企業結合により、結合企業が関連会社となる場合（子会社株式から関連会社株式）

- この場合には、第 44 項から第 46 項の点が論点になるものと考えられる。〔設例 5-3〕
- (3) 子会社を被結合企業とする企業結合により、結合企業が子会社や関連会社、共同支配企業以外となる場合（子会社株式からその他有価証券）

この場合には、第 49 項と同様の考え方になるものと考えられる。

75. 金融商品会計基準に従えば、子会社株式は金融資産であり、被結合企業の株主の個別財務諸表上、以下のように取り扱われるものと考えられる（金融商品会計基準 第二 二 3 参照）。
- (1) 企業結合により、被結合企業の株主は、保有していた子会社株式の消滅を認識し対価として結合企業の株式を受け取るものと位置付けられる。当該結合企業の株式が残存部分にあたるものと考えられれば、交換損益を認識せず、引き換えられた被結合企業の株式の適正な帳簿価額に基づいて、取得する結合企業の株式の取得原価を算定する（投資の継続とみる場合の会計処理）。
- (2) また、当該結合企業の株式が新たな金融資産の発生となる場合には、被結合企業の株式の適正な帳簿価額とその対価としての結合企業の株式の時価との差額を交換損益とする（投資の清算とみる場合の会計処理）。

関連会社を被結合企業とした企業結合の場合

76. 企業結合前に被結合企業の株主は結合企業の株式を有していないものとする、被結合企業が関連会社であった場合、企業結合により、被結合企業の株主の結合企業に対する持分比率は、従来の被結合企業に対する持分比率より低下する。この場合に、企業結合により、被結合企業の株主にとって、当該結合企業が関連会社になる場合（第 77 項参照）もあるが、関連会社に該当しない場合（第 78 項参照）もある。
77. まず、被結合企業が関連会社であった場合、企業結合により、結合企業が当該株主の関連会社になる場合（関連会社株式から関連会社株式）、被結合企業の株主は、もともと当該被結合企業を「支配」していないため、これをもって投資の継続にあたるかどうかを判断することはできない。

したがって、被結合企業の株主にとって、当該企業結合の前後において投資の継続にあたるかどうかについては、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方や金融商品会計基準に照らして判断することが考えられる。ただし、これについては、以下のように、投資の清算にあたるという見方と投資の継続にあたるという見方がある。また、投資の清算にあたるかどうかは、状況に応じて異なるという意見もあるため、これらの点については、引き続き検討するものとする。【基本論点 6】〔設例 6-1〕

- (1) A 案：投資の清算に該当するという見方

① 被結合企業の株主の個別財務諸表

被結合企業の株主にとって、当該企業結合の前後において投資の継続にあたるかどうかを判断するにあたり、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方に照らせば、被結合企業の事業と結合企業の事業とが異なる事業の場合には、投資の清算にあたる

こととなる。また、金融商品会計基準に照らし、企業結合により、被結合企業の株主は、保有していた関連会社株式の消滅を認識し、受け取る結合企業の株式（関連会社株式）が新たな資産であると考えられる場合には、いったん投資を清算したとみることとなる。こうした場合には、交換損益を認識し、改めて時価にて投資を行ったとみることとなるため、取得した結合企業の株式の取得原価は、移転した事業の時価となる。

② 被結合企業の株主の連結財務諸表

この場合には、新たな投資が開始したこととなるため、新たに持分法を適用し、のれん（連結調整勘定相当額）を認識することとなる。

(2) B案：投資の継続に該当するという見方

① 被結合企業の株主の個別財務諸表

一般的な非貨幣財同士の交換の考え方に照らせば、同種の事業を同規模で行うなど被結合企業の事業と結合企業の事業との間に連続性が認められる場合には、投資の継続にあたることとなる。また、金融商品会計基準に照らし、企業結合により、被結合企業の株主が受け取る結合企業の株式（関連会社株式）が、消滅した被結合企業の株式と実質的に同様の資産又はその構成要素であるため残存部分であると考えられる場合には、これまでの投資がそのまま継続していると考えられる。こうした場合には、交換損益は認識されず、企業結合によっても投資の清算と再投資は行われていないとみて、移転前の適正な帳簿価額がそのまま投資原価となる。

② 被結合企業の株主の連結財務諸表

この場合には、持分法の適用において、被結合企業の株主（投資会社）の投資（又は払込）の額と持分（又は持分増減額）との間に生ずる差額については、【基本論点3】と同様に、以下のように2つの見方が考えられる。

(イ) B-1案：当該差額は、のれん（連結調整勘定相当額）とみる。

企業結合時（連結時）に、連結上、パーチェス法を適用することと、連結原則によって資本連結することとが同じであるという観点から、持分法上も当該差額は、のれん（連結調整勘定相当額）として取り扱うことが考えられる。

(ロ) B-2案：当該差額は、持分変動差額とみる。

持分法を適用している関連会社株式に関して、当該関連会社に対する持分比率が減少する取引は、被投資会社の時価発行増資等に伴い生じた差額（持分変動差額）であり、原則として、損益として処理することが考えられる。

78. 次に、被結合企業が関連会社であったが、企業結合により、結合企業は被結合企業の株主の関連会社に該当しない場合（関連会社株式からその他有価証券）、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方や金融商品会計基準に照らし、投資の清算に該当するという見方と投資の継続に該当するという見方がある。また、結合企業が関連会社に該当しない場合でも、投資の清算にあたるかどうかは、状況に応じて異なるという意見もあるため、これらの点

については、引き続き検討するものとする。【基本論点 7】 [設例 6-2]

(1) A 案：投資の清算に該当するという見方

【基本論点 6】と同様に、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方や金融商品会計基準に照らして判断することに加えて、関連会社株式については、当該株主の個別財務諸表上、事実上の事業投資と同様の会計処理を行い、連結財務諸表上、原則として、関連会社の純資産及び損益を連結法と同様に反映させるような持分法を適用するが、関連会社株式に該当しなくなりその他有価証券となる場合には、異なる会計処理が行われることも勘案すべきという意見にも基づくものである。

この場合、被結合企業の株主は、いったん投資を清算したとみて交換損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなり、取得した結合企業の株式の取得原価は、移転した事業の時価となる。

(2) B 案：投資の継続に該当するという見方

【基本論点 6】と同様に、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方や金融商品会計基準に照らして判断することにより、これまでの投資がそのまま継続していると考えられる場合、交換損益は認識されず、企業結合によっても投資の清算と再投資は行われていないとみて、移転前の適正な帳簿価額がそのまま投資原価となる。

79. 関連会社株式は金融資産であるため、金融商品会計基準に照らした場合の説明は、子会社を被結合企業とした企業結合における被結合企業の株主の会計処理に関する説明（第 75 項参照）と同様のものとなる。

子会社株式や関連会社株式以外の株式の投資先を被結合企業とした企業結合の場合

80. 企業結合前に被結合企業の株主は結合企業の株式を有していないものとする、被結合企業がその株主の子会社株式や関連会社株式以外の株式の投資先であった場合、企業結合により、被結合企業の株主の結合企業に対する持分比率は、従来の被結合企業に対する持分比率より低下する。このため、当該結合企業は、当該株主にとって従来どおり、子会社株式や関連会社株式にも該当しないこととなる（その他有価証券からその他有価証券）。
81. この場合において、当該企業結合が被結合企業の株主にとって投資の継続にあたるかどうかを判断するにあたり、被結合企業の株主は、もともと当該被結合企業を「支配」していないため、これをもって判断することはできない。

したがって、被結合企業の株主にとって、当該企業結合の前後において投資の継続にあたるかどうかについては、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方や金融商品会計基準に照らして判断することが考えられる。ただし、これについては、以下のように、投資の清算に該当するという見方と投資の継続に該当するという見方がある。また、結合企業が当該株主にとって従来どおり、子会社株式や関連会社株式にも該当しないこととなる場合でも、投資の清算にあたるかどうかは、状況に応じて異なるという意見もあるため、これらの点については、引き続き検討するものとする。【基本論点 8】 [設例 7]

(1) A案：投資の清算に該当するという見方

これは、関連会社を被結合企業とした企業結合の場合（【基本論点 6】【基本論点 7】）と同様に、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方や金融商品会計基準に照らして判断することに加え、当該企業結合が「取得」に該当する場合には、被結合企業の個々の株主にとっても投資の継続に該当しないとする考え方も踏まえたものである。

この場合には、いったん投資を清算したとみて交換損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなり、取得した結合企業の株式の取得原価は、移転した事業の時価となる。

(2) B案：投資の継続に該当するという見方

これは、関連会社を被結合企業とした企業結合の場合（【基本論点 6】【基本論点 7】）と同様に、一般的な非貨幣財同士の交換の考え方や金融商品会計基準に照らして判断することに加え、当該企業結合により、被結合企業の株式が結合企業の株式と交換される場合でも、当該被結合企業の株主自身の積極的な意思によるものと言い難い場合も多く、また、当該株主の個別財務諸表上、企業結合の前後で行われる会計処理の方法に相違はないことから、投資の継続にあたるのではないかという考え方も踏まえたものである。また、当該企業結合が「取得」に該当する場合でも、それは総体としての被結合企業（被取得企業）の株主の観点からいったん投資を清算したものとみているが、個々の株主にとっては必ずしも投資を清算し再投資が行われたとみるべきではないという意見もある。

このように、これまでの投資がそのまま継続していると考えられる場合、交換損益は認識されず、企業結合によっても投資の清算と再投資は行われていないとみて、移転前の適正な帳簿価額がそのまま投資原価となる。

結合当事企業の株主に係る会計処理の他の論点

被結合企業の株主において交換損益を認識する場合の時価

82. 被結合企業の株主において、保有していた株式に対する投資が清算されたと考えられる場合、通常、企業結合日において、いったん投資を清算し改めて時価にて投資を行ったとみて、交換損益を認識すると考えられる。この際、一般的な交換取引における考え方と同様に、引き渡した被結合企業の株式の時価と取得した結合企業の株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で測定されるものと考えられる。

83. 交換損益は企業結合日に認識するとしても、時価は、企業結合の主要条件が合意された時点で測定されるべきか、企業結合日に測定されるべきかという論点がある。結合企業や分離企業と同様に、企業結合の主要条件が合意された時点の株価に基づいて算定することも考えられる（第 51 項参照）。

しかしながら、株主が被結合企業の親会社であればともかく、投資先が子会社にも関連会社にも該当しない場合には、当該被結合企業の株主自身は積極的に合意したものは言

い難いときも多く、また、株式は企業結合の主要条件が合意された時点以降も売買することができる。このような観点から、企業結合日の株価をもって測定すべきという意見もあり、この点については、引き続き検討することとする。

分割型の会社分割における分割会社の株主に係る会計処理

84. 分割型の会社分割では、分割会社の株主が保有していた分割会社の株式は、新設会社又は承継会社の株式と直接引き換えられない。しかしながら、分割会社の株主において新たに取得した新設会社又は承継会社の株式は、分割会社の事業が新設会社又は承継会社に移転されたことにより受け取るものであり、これまで保有されていた分割会社の株式と実質的に引き換えられたものとみなすことが適当であると考えられる。

85. 分割会社の株主が保有していた分割会社の株式に関して、投資の清算とみる場合には、交換損益を認識し（第 19 項(1)参照）、投資が継続しているとみる場合には、受け取った株式の取得原価は、分割した部分に係る分割会社の株式の適正な帳簿価額に基づいて算定されることとなる（第 19 項(2)参照）。このため、他の被結合企業の株主における企業結合と同様に、分割会社の株主は、分割前の分割会社の株式の適正な帳簿価額のうち、引き換えられたものとみなされる部分を以下のような方法によって按分することが考えられるが、この点については引き続き検討するものとする。

(1) 時価純資産額の比率で按分

分割された事業の時価と分割前の分割会社の時価純資産額との比率により、分割会社の株式の帳簿価額を按分する方法が考えられる。

(2) 時価総額の比率で按分

(1) のように、分割会社の株主が、分割された事業の時価を直接求めることは困難と考えられるため、代替的に分割直前直後の分割会社の時価総額の差額を分割された事業の時価とみなし、分割直前の分割会社の時価総額との比率により、分割会社の株式の帳簿価額を按分する方法が考えられる。しかし、分割直後の分割会社の株価の下落は、分割された事業の時価のみを反映しているとは必ずしもいえず、また、分割会社が分割日に上場廃止した場合や非公開会社の場合には利用できない。

(3) 簿価純資産額の比率で按分

(1) や (2) によることが困難な場合や適当ではない場合には、分割された事業の適正な帳簿価額と分割前の分割会社の適正な帳簿価額による純資産額との比率により、分割会社の株式の帳簿価額を按分する方法が考えられる。

結合企業の株主の会計処理

86. 結合当事企業の株主のうち、結合企業の株式を保有している株主は、企業結合によっても当該結合企業の株式を直接引き換えないが、当該企業結合に伴い、当該結合企業に対する持分比率が変動する。この場合における結合企業の株主の会計処理は、連結原則や金融商

品会計基準等に従えば、以下のように考えられる。

(1) 結合企業の株主の個別財務諸表

結合企業の株主が結合企業を子会社とする場合、企業結合により当該株主（親会社）の持分比率が減少し「支配」を失うときには、結合企業の株主の個別財務諸表上、「子会社株式」から「関連会社株式」や「売買目的有価証券」、「その他有価証券」に取得原価で振り替え、損益を認識しない（第71項(2)参照）。

また、結合企業の株主が結合企業を関連会社とする場合、企業結合により当該株主（投資会社）の株主持分比率が減少し関連会社に該当しなくなったときには、「関連会社株式」から「売買目的有価証券」又は「その他有価証券」に取得原価で振り替え、損益を認識しないこととなる（金融商品会計実務指針第89項及び第283項参照）。

(2) 結合企業の株主の連結財務諸表

企業結合により結合企業の株主（親会社）の持分比率が減少し、親会社の持分の一部が少数株主持分に振り替わることから生ずる差額は、原則として、損益として処理することとなる（第71項(1)参照）。

また、非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法を適用し、時価発行増資等に伴う持分変動の会計処理に当たっては、企業結合により、そもそも支配を失っている投資会社の持分比率がさらに減少した場合でも、連結法と同様に、投資会社の持分の一部が他の持分に振り替わることから生ずる差額は、原則として、損益として処理することとなる（持分法実務指針第18項参照）。

(1)や(2)の会計処理は、企業結合によっても結合企業の株主においては、結合企業の株式を直接、他の財とは引き換えられないため交換にはあたらないことを前提としているように考えられる。

87. これに対し、個々の株主にとっては、企業結合により、被結合企業の株主が新たに結合企業の株主となっても、引き続き結合企業の株主であっても、同様の経済的効果を有する場合がある。例えば、子会社であった被合併会社が合併により消滅し、被合併会社の株主は新たに合併会社を関連会社とする場合と、子会社であった合併会社が、合併により持分比率が低下し関連会社となった場合とは、結合当事企業の株主にとって、それぞれの合併による経済的効果は実質的に同じであるものと考えられる。このような場合には、被結合企業の株主の会計処理と結合企業の株主の会計処理とは、同様になるべきではないかという意見があることから、結合企業の株主の会計処理については、引き続き検討するものとする。

設例による考え方の整理

以下の設例は、本論点整理で示された内容について理解を深めるためのものである。仮定として示された前提条件の記載内容は、契約の内容や各企業の状況等によって異なることとなる。

[設例 1] 受取対価に現金等の財産が含まれている場合の分離企業の会計処理

[設例 1-1] 受取対価に現金等の財産が一部含まれている場合の分離企業の会計処理（第 28 項参照）

(1) 前提条件

分割会社 A 社が、吸収分割により、時価 800 の事業（諸資産の適正な帳簿価額 480）を承継会社 Y 社に移転し、Y 社の株式 30 株（時価 600）と現金 200 を受け取る。

(2) 考え方

- ① 【基本論点 1】投資が継続しているとみるためには、受取対価のすべてが分離先企業の議決権のある株式であることが要件となるという考え方（第 28 項(1)及び第 29 項参照）

この場合、受取対価に現金等の財産が含まれていれば、原則として、移転損益が認識されることとなる。

(仕訳)				
株式	600	/	諸資産	480
現金	200		移転損益	320

- ② 【基本論点 1】投資が継続しているとみるためには、受取対価に含まれる現金等の財産が一定の割合以下であることが要件となるという考え方（第 28 項(2)及び第 30 項参照）

当該取引は、受取対価のうち現金等の財産が一定の割合以下であると判断されたものとする、この考え方においては、移転損益が認識されないこととなる。

(仕訳)				
株式	280	/	諸資産	480
現金	200			

なお、当該事業の時価が適正な帳簿価額を大きく上回ることにより、事業分離による受取対価の一部である現金の額が当該事業の適正な帳簿価額を超える場合（例えば、500 の場合）には、受取対価のうち現金等の財産が一定の割合以下であると判断され

たときでも、株式の取得原価はゼロ未満にはならず、差額は移転損益とするものと考えられる。

(仕訳)				
株式	0	/	諸資産	480
現金	500		移転損益	20

③ 【基本論点 1】投資が継続しているかどうかは、受取対価の種類ごとに区別して判断するという考え方

受取対価の種類ごとに区別し、受取対価のうち、分離先企業の議決権のある株式に対応する部分は移転損益が認識されず、受取対価が現金等の財産に対応する部分は認識されるという考え方（第 28 項(3)及び第 31 項参照）

(仕訳)				
株式	360 (*)	/	諸資産	480
現金	200		移転損益	80
(*) $480 - 480 \times 200 / 800 = 360$				

[設例 1-2] 事後設立における分離企業の会計処理（第 33 項参照）

(1) 前提条件

事後設立により、Y 社の株式 40 株（100%）⁶を現金 800 の拠出によって有した A 社が、時価 800 の事業（諸資産の適正な帳簿価額 480）を Y 社に譲渡し、現金 800 を受け取る。

(2) 考え方

① 譲渡会社 A 社の個別財務諸表

<現金による営業譲渡と同様に考える場合>

まず、A 社は、現金 800 を拠出し Y 社の株式 40 株を有する。

(仕訳)				
子会社株式	800	/	現金	800

次に、A 社は Y 社に事業を譲渡する。これは、現金を受取対価とした子会社との間の営業譲渡と同様であると考えれば、分離企業の個別財務諸表上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額と受け取った現金の額（移転した事業の時価）の差額を移転損益として認識することとなる。

⁶ なお、100%子会社としてではなく、他と共同して行う事後設立の場合には、【基本論点 3】や【基本論点 4】にいう差額の取扱いも論点になる可能性がある。

(仕訳)				
現金	800	/	諸資産	480
			移転損益	320

<現物出資による子会社化と同様に考える場合>

これに対して、子会社との間の事後設立は、子会社設立前から存在する資産等を譲渡する契約に基づくものであるため、子会社に対する現金による営業譲渡と異なり、現物出資による子会社化と同様に考えれば、分離企業の個別財務諸表上、取得する株式（子会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定することとなる。

(仕訳)				
子会社株式	480	/	現金	800
仮払金	320			

次に、現金を受取対価としてY社に事業を譲渡したときに、取得する株式（子会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定することとなる。

(仕訳)				
現金	800	/	諸資産	480
			仮払金	320

② 譲渡会社A社の連結財務諸表

現金による営業譲渡と同様に考える場合でも、連結財務諸表上、共通支配下の取引は、内部取引としてすべて消去することとなる。

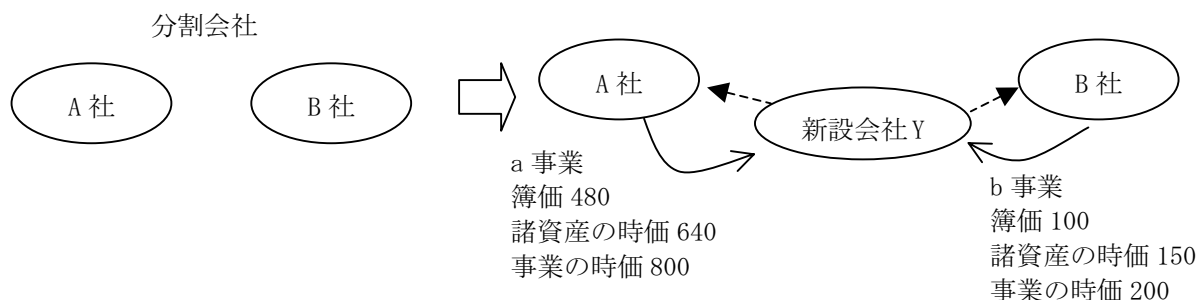
[設例 2] 事業分離により分離先企業が子会社となる場合の分離企業の会計処理

[設例 2-1] 共同新設分割（分社型）による場合の分離企業の会計処理（第 40 項参照）

(1) 前提条件

共同新設分割（分社型）により、分離企業（分割会社）A 社は a 事業（a 事業に係る諸資産の適正な帳簿価額は 480、a 事業に係る諸資産の時価は 640、a 事業の時価は 800）を、B 社の b 事業（b 事業に係る諸資産の適正な帳簿価額は 100、b 事業に係る諸資産の時価は 150、b 事業の時価は 200）とともに、新設会社 Y 社に移転する。

この結果、A 社は Y 社の株式 400 株（80%）（時価 800）を受け取り Y 社の親会社となる。なお、B 社は Y 社の株式 100 株（20%）（時価 200）を受け取る。



(2) 考え方

① 分離企業 A 社の個別財務諸表

企業結合会計基準では、新設分割による子会社の設立は、共通支配下の取引に係る会計処理に準じて処理するとされているため、分離企業 A 社の個別財務諸表上、取得する新設会社 Y 社の株式（子会社株式）の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定することとなる。

(仕訳)				
子会社株式	480	/	諸資産	480

② 分離企業 A 社の連結財務諸表

親会社となる分離企業 A 社の連結上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額 480 とこれに対応する親会社の持分 544 との間（又は少数株主から取得したと考えられる事業の時価 200 とこれに対応する少数株主持分 136(*) との間）に差額 64（貸方）が生ずる。

(【基本論点3】第1案(のれん(又は負ののれん)を構成するものとして取り扱う見方)による場合)

(連結財務諸表上におけるパーチェス法の適用)																											
諸資産	150	/	少数株主持分 136(*)																								
			のれん 14																								
<p><実際には、資本連結の手續上、以下の会計処理がなされ则认为られる。></p> <p>(子会社となる新設会社Y社での仕訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社からの事業の受け入れ(移転前の適正な帳簿価額による。) <table> <tr> <td>諸資産</td> <td>480</td> <td>/</td> <td>資本 480</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・B社からの事業の受け入れ(時価による。なお、税効果は無視する。以下同じ。) <table> <tr> <td>諸資産</td> <td>150</td> <td>/</td> <td>資本 200</td> </tr> <tr> <td>のれん(注)</td> <td>50</td> <td>/</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 商法上の規定により、新設会社Y社の個別財務諸表上、のれんが計上できない場合には、分離企業A社での連結上、修正されることとなる。</p> <p>(親会社となる分離企業A社での連結修正仕訳)</p> <table> <tr> <td>資本</td> <td>680</td> <td>/</td> <td>子会社株式 480</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>少数株主持分 136(*)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>のれん 64</td> </tr> </table>				諸資産	480	/	資本 480	諸資産	150	/	資本 200	のれん(注)	50	/		資本	680	/	子会社株式 480				少数株主持分 136(*)				のれん 64
諸資産	480	/	資本 480																								
諸資産	150	/	資本 200																								
のれん(注)	50	/																									
資本	680	/	子会社株式 480																								
			少数株主持分 136(*)																								
			のれん 64																								

新設会社Y社が新たに子会社化されたため、企業結合に該当し、分離企業A社の連結財務諸表上、パーチェス法が適用される。このため、取得したと认为られるB社のb事業に対する連結上の取得原価である支払対価の額136(*) (子会社の交付した株式の時価は200であるが、連結上は少数株主持分の額と认为られる。)と識別可能な資産(及び負債)に配分された純額150との差額14(貸方)は、負ののれんとして取り扱われる。

このように、少数株主から受け入れたと认为られる事業の時価200とこれに対応する少数株主持分136(*)との間の差額64(貸方)は、B社のb事業に対するY社の個別上ののれん(取得原価200と識別可能な資産(及び負債)に配分された純額150との差額)50(借方)とともに、負ののれん14を構成することとなる。

<連結上の取得原価としての支払対価の額とのれんの額>

<table> <tr> <td> <table> <tr> <td>識別可能資産・負債に配分された額 150</td> </tr> <tr> <td>負ののれん (14)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table> <tr> <td>識別可能資産・負債に配分された額 150</td> </tr> <tr> <td>負ののれん (14)</td> </tr> </table>	識別可能資産・負債に配分された額 150	負ののれん (14)
<table> <tr> <td>識別可能資産・負債に配分された額 150</td> </tr> <tr> <td>負ののれん (14)</td> </tr> </table>	識別可能資産・負債に配分された額 150	負ののれん (14)	
識別可能資産・負債に配分された額 150			
負ののれん (14)			

(*)この136は、連結上、Y社の資本勘定を構成するA社のa事業に係る諸資産の適正な帳簿価額480とB社からのb事業の時価200の合計680の20%として算定される。

(【基本論点3】第2案(持分変動差額として取り扱う見方)による場合)

(子会社となる新設会社 Y 社での仕訳)			
・A 社からの事業の受け入れ(共通支配下の取引に係る会計処理に準じて処理するため、移転前に付された適正な帳簿価額により計上する。)			
諸資産	480	/	資本 480
・B 社から受け入れた事業は「取得」のためパーチェス法を適用する。(なお、税効果は無視する。以下同じ。)			
諸資産	150	/	資本 200
のれん(注)	50		
(注) 商法上の規定により、新設会社 Y 社の個別財務諸表上、のれんが計上できない場合には、分離企業 A 社での連結上、修正されることとなる。			
(親会社となる分離企業 A 社での連結修正仕訳)			
資本	680	/	子会社株式 480
			少数株主持分 136
			持分変動差額 64

新設会社 Y 社を連結するにあたり、分離企業 A 社の連結財務諸表上、パーチェス法が適用される。この際、まず、連結上、少数株主から取得したと考えられる B 社の b 事業の取得原価を時価で評価し、当該取得原価 200 と、識別可能な資産(及び負債)に配分された純額 150 との差額 50(借方)をのれんとして取り扱う。また、分離企業 A 社の a 事業は、連結上も既に支配していたものであり、B 社の b 事業を少数株主から取得したと考えられることにより生じた差額 64(貸方)は、支配獲得後における子会社の時価発行増資等により生じた差額と同様に、原則として、持分変動損益として処理する。

<Y 社の資本勘定>

256	64	} (A 社からの事業の時価 800)
80% 384	20% 96 A 社からの事業 (A 社の簿価 480)	
120	30	} B 社からの事業 (時価 200)
40	10	
親会社(A社)の持分 544 (80%)		少数株主(B社)の持分 136 (20%)

なお、第2案では、分離企業A社の連結財務諸表上、パーチェス法が適用されることにより、以下の差額が生じていると整理することができる。

(イ) A社がB社からのb事業を購入したとみることに伴うのれん50(借方)

(ロ) A社がB社に対しa事業を売却したとみることに伴う持分変動差額64(貸方)

これらについては、以下のような見方も考えられるため、第2案を採用する場合には、これらも考慮して検討することとする。

(イ) のれん50(借方)について

A社はB社から受け入れた事業の80%を取得するため、B社の資産(及び負債)は100%支配することとなるが、のれんは80%しか買っていないとみる見方が考えられる。この場合には、連結上、パーチェス法を適用するにあたり、のれんは40(B社のb事業の時価200と識別可能な資産(及び負債)に配分された純額150との差額50(借方)の80%)計上されることとなる。これは少数株主持分に相当する部分ののれんについては問題があるといわれていること(「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」(以下「連結意見書」という。)第二部二5(1)③参照)にも対応するものと考えられる。

一方、のれんは50となると考える立場からは、取得原価を200とみる以上、差額としてののれんが算定されることとなる企業結合会計基準の考え方に従っており、また、のれんは有償取得されているとみなされることや、当該のれんは連結意見書が指摘するような親会社の持分について計上した額から推定して計上するわけではないという説明が考えられる。また、いわば子会社で取得した事業(買入れたのれん50を含む。)について80%の持分を有するものととらえれば、少数株主持分に相当する部分ののれんの償却額は少数株主損益に含まれることとなるため、償却額の負担についても問題となるわけではない。

(ロ) 持分変動差額64(貸方)について

連結原則において、支配獲得後における子会社の時価発行増資等により生じた差額については、損益として処理することを原則とするが、このような子会社の時価発行増資等による持分変動は、企業集団の業績とは無関係であることに鑑み、発生の頻度、金額の異常性等を勘案して、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、連結財務諸表上の利益剰余金に直接加減することができる(連結意見書第二部二5(2)③参照)とされている。

なお、連結原則では、原則として、損益として処理するものとしており、第2案では、これに従った会計処理を行うとの考え方を示している。これに対して、事業分離により分離先企業が子会社となる場合、分離企業は、移転した事業に対して投資が継続しているとみているため、この立場を強調すれば、このような差額は、連結財務諸

表上の利益剰余金に直接加減することが原則的な処理となるのではないかという見方もある。また、連結原則では、当該差額を利益剰余金に直接加減する場合、その後、当該差額を当期の損益に含める処理（売却損益の修正において考慮する。）は想定されていないのではないと思われる。しかし、これに対しては、投資が清算されたとみるときには実現したのものとして、当該差額を当期の損益として認識することとなるのではないかという見方もある。

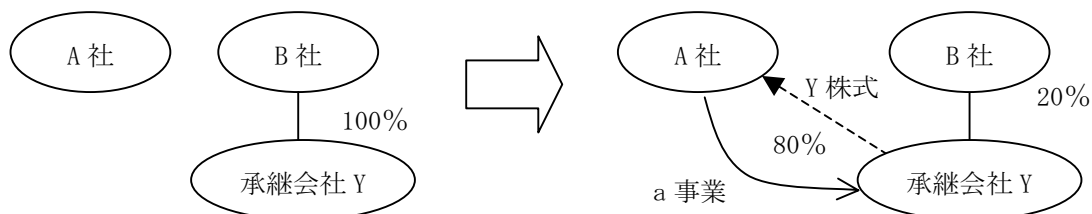
[設例 2-2] 現物出資又は吸収分割（分社型）による場合の分離企業の会計処理（第 41 項参照）

(1) 前提条件

吸収分割（分社型）により、分離企業 A 社は a 事業（a 事業に係る諸資産の適正な帳簿価額は 480、a 事業に係る諸資産の時価は 640、a 事業の時価は 800）を、B 社の 100% 子会社（Y 社の株式 100 株を保有）である分離先企業 Y 社（純資産の適正な帳簿価額は 100、純資産の時価 150、会社の時価は 200）に移転する。

この結果、A 社は Y 社の株式 400 株(80%)（時価 800）を受け取り、Y 社を子会社とする。

分割会社



(2) 考え方

① 分離企業 A 社の個別財務諸表

企業結合会計基準では、現物出資又は吸収分割による子会社化の形式をとる企業結合の場合、分離企業は取得企業となるが、分離企業 A 社の個別財務諸表では、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて、取得する分離先企業 Y の株式（子会社株式）の取得原価を算定することとなる。

(仕訳)			
子会社株式	480	/	諸資産 480

② 分離企業 A 社の連結財務諸表

親会社となる分離企業 A 社の連結上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額 480 とこれに対応する親会社の持分 544 との間（又は少数株主

から受け入れたと考えられる Y 社の時価 200 とこれに対応する少数株主持分 136(*) との間) に差額 64 (貸方) が生ずる。

(【基本論点 3】 第 1 案 (のれん (又は負ののれん) を構成するものとして取り扱う見方) による場合)

(連結財務諸表上におけるパーチェス法の適用)			
諸資産	150	/	少数株主持分 136(*)
			のれん 14
<実際には、資本連結の手續上、以下の会計処理がなされることが考えられる。>			
(企業結合前の子会社となる承継会社 Y 社の帳簿価額)			
諸資産	100		資本 100
(子会社となる承継会社 Y 社での仕訳)			
・ A 社からの事業の受け入れ (移転前の適正な帳簿価額による。)			
諸資産	480	/	資本 480
(親会社となる分離企業 A 社での連結修正仕訳)			
・ Y 社について評価替え (適正な帳簿価額 100 を時価 200 へ)			
諸資産	50	/	資本 100
のれん	50	/	
・ 資本連結			
資本	680	/	子会社株式 480
			少数株主持分 136(*)
			のれん 64

企業結合会計基準により、現物出資又は吸収分割による子会社化の形式をとる企業結合の場合、連結上、パーチェス法が適用される。このため、取得したと考えられる Y 社に対する連結上の取得原価である支払対価の額 136(*) (子会社となる Y 社は A 社に株式を交付しているが、連結上は少数株主持分の額が支払対価の額と考えられる。) と、識別可能な資産 (及び負債) に配分された純額 150 との差額 14 (貸方) は負ののれんとして取り扱われる。

このように、少数株主から受け入れたと考えられる Y 社の時価 200 とこれに対応する少数株主持分 136(*) との間) の差額 64 (貸方) は、Y 社に関するのれん (Y 社の時価 200 と識別可能な資産 (及び負債) に配分された純額 150 との差額) 50 (借方) とともに、負ののれん 14 を構成することとなる。

(*)この 136 は、連結上 Y 社の資本勘定を構成する A 社の a 事業に係る諸資産の

適正な帳簿価額 480 と企業結合前の Y 社の時価 200 の合計 680 の 20% として算定される。

(【基本論点 3】 第 2 案 (持分変動差額として取り扱う見方) による場合)

(企業結合前の子会社となる承継会社 Y 社の帳簿価額)			
諸資産	100	資本	100
(子会社となる承継会社 Y 社での仕訳)			
・ A 社からの事業の受け入れ (「逆取得」にあたるため、持分プーリング法に準じた処理方法により会計処理される)			
諸資産	480	資本	480
(親会社となる分離企業 A 社での連結修正仕訳)			
・ A 社での連結にあたり、Y 社を「取得」したものとみるためパーチェス法を適用する (適正な帳簿価額 100 を時価 200 へ評価替え)。			
諸資産	50	資本	100
のれん	50		
・ 資本連結			
資本	680	子会社株式	480
		少数株主持分	136
		持分変動差額	64

当該企業結合は、「逆取得」にあたり、分離先企業 (被取得企業) Y 社の個別財務諸表上、持分プーリング法に準じた処理方法が適用され、分離企業 (取得企業) A 社の連結財務諸表では、パーチェス法が適用される。このため、少数株主から取得したと考えられる Y 社の取得原価 200 と、識別可能な資産 (及び負債) に配分された純額 150 との差額 50 (借方) は、のれんとして取り扱う。

また、分離企業 A 社の a 事業は、連結上、既に支配していたものであり、Y 社を少数株主から取得したと考えられることにより生じた差額 64 は、支配獲得後における子会社の時価発行増資等により生じた差額と同様に、原則として、持分変動損益として処理する。

なお、第 2 案において、分離企業 A 社の連結財務諸表上、パーチェス法が適用されることにより生ずる差額の取扱いについては、[設例 2-1]と同様に、他の見方も考えられるため、引き続き検討することとする。

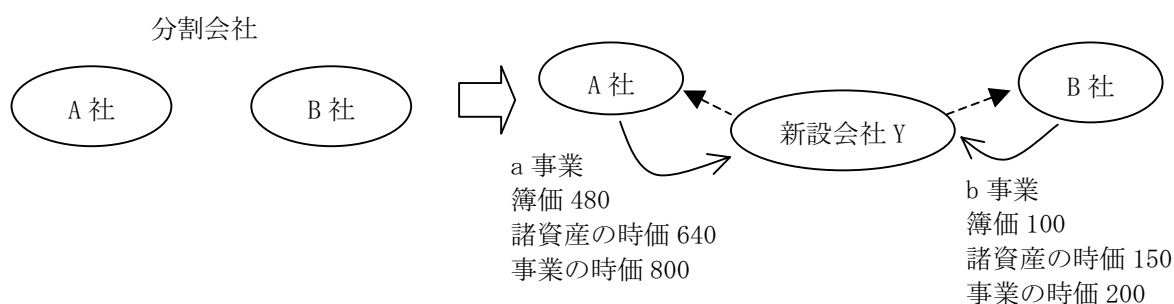
[設例 3] 事業分離により分離先企業が関連会社となる場合の分離企業の会計処理(第 44 項)

[設例 3-1] 投資の清算に該当し、移転損益を認識する場合(第 44 項(1)参照) — 【基本論点 4】 A 案

(1) 前提条件

共同新設分割(分社型)により、分離企業(分割会社) B 社は b 事業(b 事業に係る諸資産の適正な帳簿価額は 100、b 事業に係る諸資産の時価は 150、b 事業の時価は 200)を、A 社の a 事業(a 事業に係る諸資産の適正な帳簿価額は 480、a 事業に係る諸資産の時価は 640、a 事業の時価は 800)とともに、新設会社 Y 社に移転する。

この結果、B 社は Y 社の株式 100 株(20%) (時価 200)を受け取り、Y 社を関連会社とする。なお、A 社は Y 社の株式 400 株(80%) (時価 800)を受け取り、Y 社を子会社とする。



(2) 考え方

① 分離企業 B 社の個別財務諸表

分離企業 B 社にとって、いったん投資を清算したとみる場合、移転損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなる。このため、分離先企業 Y 社の株式の取得原価は、移転した事業の時価となる。

(仕訳)			
関連会社株式	200	/	諸資産 100
			移転損益 100

② 分離企業 B 社の連結財務諸表

分離企業 B 社は、被投資会社 Y 社に対し、新たに持分法を適用する。この際、分離企業 B 社の投資日における投資 200 と、これに対応する分離先企業(被投資会社) Y 社の資本 168(*)との間の差額 32(借方)は投資に含め、連結調整勘定と同様に処理される。

これは、差額 32(借方)が、B 社から受け入れた b 事業を除く分離先企業(被投資会社) Y 社(A 社から受け入れた a 事業)の時価 800 と資産(及び負債)の時価 640 の

差額 160 (A 社から受け入れた a 事業ののれん) の 20%であり、B 社は Y 社への投資により当該のれんを買い入れたものとみるものである。

(仕訳) なし

(*) 分離先企業 (被投資会社) である Y 社の資本は、分離企業 B 社における持分法の適用上、A 社から受け入れた a 事業の資産 (及び負債) の時価 640 (評価差額 160 に対する税効果は無視する。) と、B 社から受け入れた b 事業の時価 200 (のれん 100 を含む。) の合計 840 であり、その 20%である 168 が、分離企業 (投資会社) B 社の持分となるものと考えられる (持分法実務指針第 7 項参照)。

この場合には、いったん投資を清算し改めて時価にて投資を行ったとみるため、B 社は、のれん 100 を含む b 事業に再投資しているとみることとなる。

なお、ここでは、連結上も移転損益を消去しない考え方によっている。もし、持分法の適用上、当該移転損益を未実現損益と考える場合には、当該関連会社に対する分離企業 (投資会社) の持分相当額 20 (=100×20%) が消去されるよう、以下の仕訳が追加されることとなる。この場合には、連結上、移転損益は 80 (=100-20) 計上されることとなる。

(仕訳)				
移転損益	20	/	関連会社株式	20

<Y 社の資本勘定>

	128	32	
80%	512	128	} (A 社の事業の時価 800)
		A 社からの事業 (A 社の諸資産の時価 640)	
	160	40	} B 社からの事業 (時価 200)
	親会社 (A 社) の持分 672 (80%)		投資会社 (B 社) の持分 168 (20%)

[設例 3-2] 投資の継続に該当し、移転損益を認識しない場合（第 44 項(2)参照）－【基本論点 4】 B 案

(1) 前提条件（〔設例 3-1〕と同じとする。）

(2) 考え方

① 分離企業 B 社の個別財務諸表

分離企業 B 社にとって、これまでの投資がそのまま継続していると考えられる場合、移転損益は認識されず、事業分離によっても投資の清算と再投資は行われていないこととなる。このため、分離先企業 Y 社の株式の取得原価は、移転前の適正な帳簿価額となる。

(仕訳)				
関連会社株式	100	/	諸資産	100

② 分離企業 B 社の連結財務諸表

分離企業（被取得企業）B 社の持分法の適用にあたっては、B 社の投資日における投資 100 と、これに対応する分離先企業（被投資会社）Y 社の資本 148(*)との間の差額（又は他の株主から受け入れたと考えられる事業に係る諸資産の時価 640 とこれに対応する当該他の株主の持分 592 との間の差額）48(貸方)が生ずるが、これは以下のように考えられる。

(*) 分離先企業（被投資会社）である Y 社の資本は、分離企業（被取得企業）B 社にとって投資の継続に該当する b 事業の適正な帳簿価額 100 と、分離企業 B 社における持分法の適用上、A 社から受け入れた a 事業の資産（及び負債）の時価 640（評価差額 160 に対する税効果は無視する。）の合計 740 であり、その 20%である 148 が、分離企業（投資会社）B 社の持分となるものと考えられる。

<B-1 案：当該差額は、のれん（連結調整勘定相当額）とみる場合>

(仕訳) なし			
---------	--	--	--

当該企業結合は、新設分割により分離先企業 Y 社が分離企業（取得企業）A 社の子会社となるため、共通支配下の取引に準じ、分離先企業（被投資会社）Y 社の個別財務諸表上、企業集団内を移転する資産及び負債は、原則として、移転前に付された適正な帳簿価額により計上する（企業結合会計基準 三 4. (1)①参照）。

投資の取得原価 100（B 社の b 事業については投資の継続に該当すると考えているため、移転前に付された適正な帳簿価額に基づいて算定する。）と、これに対応する分離企業 B 社の持分 148(*)との間の差額 48(貸方)は、分離企業（被取得企

業) B 社が、新設分割により設立された分離先企業 Y 社に対して新たに持分法を適用することによって生じたものと考え、連結調整勘定相当額として、投資に含め連結調整勘定と同様に処理する。

<新たに持分法を適用するときの投資額とのれんの額>

}	被投資会社 Y 社に対する分離企業 B 社の持分 148	}	B 社の投資額 100
}	-----	}	
	連結調整勘定相当額 (48)		

<B-2 案：当該差額は、持分変動差額とみる場合>

(仕訳)			
関連会社株式	48	/	持分変動差額 48

これは、まず、既に 100%所有している事業に対して持分法が適用されていたものとみた上で、共同新設分割により持分比率が 20%に減少したものととらえると、当該差額は、被投資会社の時価発行増資等に伴い生じたもの（投資会社の払込額 0 と投資会社の持分増加額 48 (= (100+640) × 20% - 100 × 100%) と同様に考えられるため、持分変動差額とし、原則として、損益として処理する。

<Y 社の資本勘定>

	128	32	
80%	512	20%	
		128	
		A 社からの事業 (A 社の諸資産の 時価 640)	
	80	20	
		B 社からの事業 (簿価 100)	
	80	20	
	親会社 (A 社) の持分 592 (80%)	投資会社 (B 社) の持分 148 (20%)	

なお、当該差額 48 (貸方) は、以下のように分解することができる。

- ・ B 社が A 社からの a 事業を購入したことに伴うのれん 32 (借方)
- ・ B 社が A 社に対し b 事業を売却したことにともなう持分変動差額 80 (貸方)

当期純利益及び純資産に与える影響は、持分法によっても連結法 (完全連結) によっても同一であることを重視すれば、上記のように差額を分解して会計処理することとなるという見方もある。また、この場合には、結果として、投資が清

算されたものとみて移転損益 100 を認識し、持分法の適用上、未実現損益として持分相当額 20 ($=100 \times 20\%$) を消去する考え方〔設例 3-1〕(2)②なお書き参照)と同じ金額 80 が損益として計上されることとなる。このため、B-2 案を採用する場合には、このように分解して会計処理する見方も考慮して検討することとする。

[設例 4] 分離企業における税効果会計の適用時期（第 59 項）

(1) 前提条件

吸収分割（分社型）により、分離先企業 Y 社は、分離企業 A 社の a 事業（移転する事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額 488（繰延税金資産 8 を含む。））を引き継ぐ（例えば、持分の結合と判定された企業結合、共同支配企業の形成、共通支配下の取引）ものとする。このため、分離企業 A 社において移転損益は認識されない。

これが適格組織再編に該当する場合、税務上、分離先企業 Y 社の株式の取得原価は、移転した事業に係る資産及び負債の税務上の帳簿価額（500 とする。）に基づくため、分離先企業株式に関して、移転した事業に係る資産及び負債の一時差異 20 と同額の一時差異が生ずる。なお、法定実効税率は 40% とする。

(2) 考え方

- ① 一般的な交換の場合と同様に、事業分離後最初に到来する事業年度末に税効果会計を適用する場合

分離先企業が、移転する事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額を引き継ぐ場合には、事業分離日において、引き継がれる繰延税金資産及び繰延税金負債（移転した事業に係る資産及び負債の一時差異に対するもの）が消滅する。このため、当該金額は、分離先企業株式の取得原価を構成することとなる。

(仕訳)			
Y 社株式	488	/ 諸資産	488(*)
(*) 繰延税金資産 8 を含む。			

なお、取得した分離先企業 Y 社の株式に係る一時差異に対する繰延税金資産に回収可能性がある場合には、期末において改めて繰延税金資産が計上される。

(仕訳)			
繰延税金資産	5(*)	/ 法人税等調整額	5
(*) $(500-488) \times 40\% = 5$			

- ② 事業分離日において税効果会計を適用する場合

分離先企業が、移転する事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額を引き継ぐ場合には、事業分離日において、引き継がれる繰延税金資産及び繰延税金負債（移転した事業に係る資産及び負債の一時差異に対するもの）が消滅することとなるため、同時に、分離先企業株式に係る一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債として、同額計上する。

これは、事業分離日に同額計上しない場合、引き継がれる繰延税金資産及び繰延税

金負債のみが消滅するため、当該金額が分離先企業株式の取得原価を構成することとなり、期末に計上される分離先企業株式に係る一時差異に対する繰延税金資産及び繰延税金負債や、それに関連する法人税等調整額が適切に算定されなくなってしまうという理由による。

(仕訳)				
Y社株式	480	／	諸資産	488
繰延税金資産	8(*)			
(*) $(500-480) \times 40\% = 8$ (これは、移転した事業に係る諸資産に含まれる繰延税金資産と同額となる。)				

なお、取得した分離先企業Y社の株式に係る一時差異に対する繰延税金資産に回収可能性がある場合には、期末において繰延税金資産は引き続き計上される。

(仕訳) なし			
---------	--	--	--

[設例 5] 子会社を被結合企業とした企業結合における被合併会社の株主（親会社）の会計処理

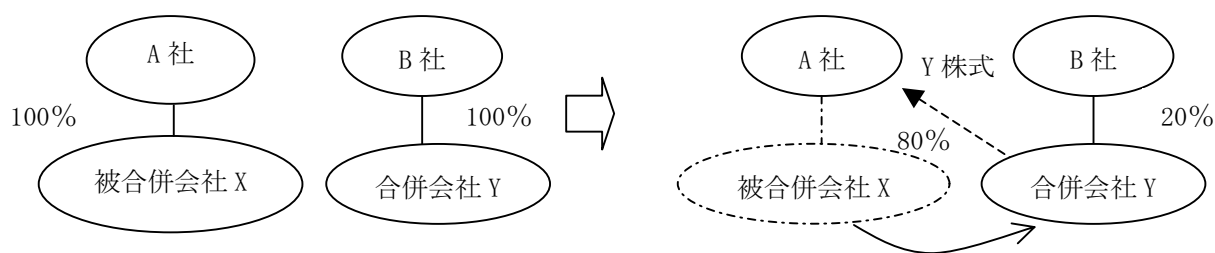
事業分離における分離企業と、100%子会社を被結合企業とする企業結合における当該被結合企業の株主（親会社）とでは、経済的効果が実質的に同じであることから、[設例 2]（事業分離により分離先企業が子会社となる場合の分離企業の会計処理）と [設例 5-1]（100%子会社を被合併会社として合併し、合併会社の子会社となる場合の被合併会社の株主（親会社）の会計処理）は整合的であることが適当と考えられる。同様に、[設例 3]（事業分離により分離先企業が関連会社となる場合の分離企業の会計処理）と [設例 5-3]（100%子会社を被合併会社として合併し、合併会社が関連会社となる場合の被合併会社の株主（親会社）の会計処理）も整合的であることが適当と考えられる。

その上で、被結合企業が 100%子会社の場合（[設例 5-1]）と整合性を保つように、被結合企業が 100%子会社以外の子会社の場合（[設例 5-2]）における被結合企業の株主の会計処理を考慮することが適当と考えられる。

[設例 5-1] 100%子会社を被合併会社として合併し、合併会社の子会社となる場合の被合併会社の株主（親会社）の会計処理（第 74 項）

(1) 前提条件

A 社の 100%子会社 X 社（純資産の適正な帳簿価額は 480、会社の時価は 800）を被合併会社とし、B 社の 100%子会社 Y 社（純資産の適正な帳簿価額は 100、純資産の時価は 150、会社の時価は 200）を合併会社とする吸収合併により、A 社は、X 社の株式（適正な帳簿価額 480）と引き換えに Y 社の株式 400 株（80%）（時価 800）を受け取り、子会社とする。



(2) 考え方

① 被合併会社の株主 A 社の個別財務諸表

企業結合会計基準における現物出資又は吸収分割による子会社化や、新設分割による子会社の設立に準じ、被合併会社の株主（親会社）A 社の個別財務諸表では、引き換えられた 100%子会社 X 社（被合併会社）の株式の適正な帳簿価額に基づいて、取得する合併会社 Y 社の株式（子会社株式）の取得原価を算定することとなると考えられる。

(仕訳)			
子会社株式 Y	480	/	子会社株式 X
			480

② 被合併会社の株主 A 社の連結財務諸表

親会社となる被合併会社の株主 A 社の連結上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額 480 とこれに対応する親会社の持分 544 との間（又は少数株主から受け入れたと考えられる Y 社の時価 200 とこれに対応する少数株主持分 136(*) との間）に差額 64（貸方）が生ずる。

（【基本論点 3】第 1 案（のれん（又は負ののれん）を構成するものとして取り扱う見方）による場合）

(連結財務諸表上におけるパーチェス法の適用)			
諸資産	150	/	少数株主持分
			136(*)
			のれん
			14
<実際には、資本連結の手続上、以下の会計処理がなされることが考えられる。>			
(企業結合前の子会社となる合併会社 Y 社の帳簿価額)			
諸資産	100		資本
			100
(子会社となる合併会社 Y 社での仕訳)			
・ X 社の合併（移転前の適正な帳簿価額による。）			
諸資産	480	/	資本
			480
(親会社となる被合併会社の株主 A 社での連結修正仕訳)			
・ Y 社について評価替え（適正な帳簿価額 100 を時価 200 へ）			
諸資産	50	/	資本
のれん	50		100
・ 資本連結			
資本	680	/	子会社株式
			480
			少数株主持分
			136(*)
			のれん
			64

合併会社が新たに子会社化されたため、企業結合に該当し、連結上、パーチェス法が適用される。このため、取得したと考えられる Y 社に対する連結上の取得原価である支払対価の額 136(*)（子会社となる Y 社が株式を交付しているが、連結上は少数株主持分の額が支払対価の額と考えられる。）と、識別可能な資産（及び負債）に配分された純額 150 との差額 14（貸方）は、負ののれんとして取り扱われる。

このように、少数株主から受け入れたと考えられる Y 社の時価 200 とこれに対

応する少数株主持分 136(*)との間の差額 64 (貸方) は、Y 社に関するのれん (Y 社の時価 200 と識別可能な資産 (及び負債) に配分された純額 150 との差額) 50 (借方) とともに、負ののれん 14 を構成することとなる。

(*)この 136 は、連結上 Y 社の資本勘定を構成する X 社の純資産の適正な帳簿価額 480 と合併前の Y 社の時価 200 の合計 680 の 20%として算定される。

(【基本論点 3】 第 2 案 (持分変動差額として取り扱う見方) による場合)

(企業結合前の子会社となる合併会社 Y 社の帳簿価額)			
諸資産	100	資本	100
(子会社となる合併会社 Y 社での仕訳)			
・ X 社の合併 (「逆取得」にあたるため持分プーリング法に準じた処理方法により、移転前に付された適正な帳簿価額により計上する。)			
諸資産	480	資本	480
(親会社となる被合併会社の株主 A 社での連結修正仕訳)			
・ A 社での連結にあたり、Y 社は「取得」したものとみるためパーチェス法を適用する (適正な帳簿価額 100 を時価 200 へ評価替え)。			
諸資産	50	資本	100
のれん	50		
・ 資本連結			
資本	680	子会社株式	480
		少数株主持分	136
		持分変動差額	64

当該企業結合は、「逆取得」にあたるため、合併会社 Y 社の個別財務諸表上、持分プーリング法に準じた処理方法が適用され、合併会社 Y 社を連結するにあたり、被合併会社の株主 A 社の連結財務諸表では、パーチェス法が適用される。このため、少数株主から取得したと考えられる Y 社の取得原価 200 と、識別可能な資産 (及び負債) に配分された純額 150 との差額 50 (借方) は、のれん (又は負ののれん) として取り扱う。

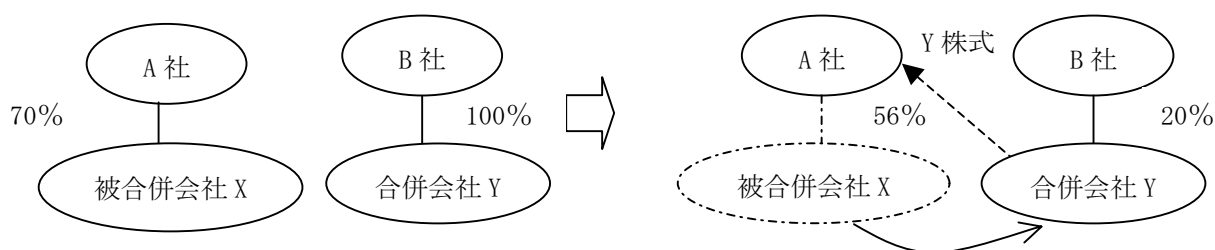
また、A 社は、連結上、既に被合併会社 X 社を支配していたものであり、Y 社を少数株主から取得したと考えられることにより生じた差額 64 (貸方) は、支配獲得後における子会社の時価発行増資等により生じた差額と同様に、原則として、持分変動損益として処理する。

[設例 5-2] 100%未満の子会社を被合併会社として合併し、合併会社の子会社となる場合の被合併会社の株主（親会社）の会計処理（第 74 項）

(1) 前提条件

A 社の 70%子会社 X 社（純資産の適正な帳簿価額は 600、会社の時価は 800）を被合併会社とし、B 社の 100%子会社 Y 社（純資産の適正な帳簿価額は 100、純資産の時価は 150、事業の時価は 200）を合併会社とする吸収合併により、X 社の株主は Y 社の株式 400 株（80%）を受け取る。

この結果、合併後の Y 社に対する持分比率は、A 社が 56%（280 株）、A 社以外の旧 X 社の株主が 24%（120 株）、B 社が 20%（100 株）となるものとする。なお、A 社の保有する X 社の株式の適正な帳簿価額は 420 であった。



(2) 考え方

① 被合併会社の株主 A 社の個別財務諸表

企業結合会計基準における現物出資又は吸収分割による子会社化や、新設分割による子会社の設立に準じ、被合併会社の株主（親会社）A 社の個別財務諸表では、引き換えられた子会社 X 社（被合併会社）の株式の適正な帳簿価額に基づいて、取得する合併会社 Y 社の株式（子会社株式）の取得原価を算定することとなると考えられる。

(仕訳)			
子会社株式 Y	420	/	子会社株式 X
			420

② 被合併会社の株主 A 社の連結財務諸表、

親会社となる被合併会社の株主 A 社の連結上、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額による純資産額 420 とこれに対応する親会社の持分 448 との間（又は少数株主から受け入れたと考えられる Y 社の時価 200 とこれに対応する少数株主持分 172(*) との間）に差額 28（貸方）が生ずる。

(【基本論点3】第1案(のれん(又は負ののれん)を構成するものとして取り扱う見方)による場合)

(連結財務諸表上におけるパーチェス法の適用)				
諸資産	150	/	少数株主持分	172(*)
のれん	22			
<実際には、資本連結の手續上、以下の会計処理がなされると考えられる。>				
(企業結合前の子会社となる合併会社 Y 社の帳簿価額)				
諸資産	100		資本	100
(子会社となる合併会社 Y 社での仕訳)				
・ X 社の合併 (移転前の適正な帳簿価額による。)				
諸資産	600	/	資本	600
(親会社となる被合併会社の株主 A 社での連結修正仕訳)				
・ Y 社について評価替え (適正な帳簿価額 100 を時価 200 へ)				
諸資産	50	/	資本	100
のれん	50			
・ 資本連結				
資本	800	/	子会社株式	420
			少数株主持分	352(**)
			のれん	28

合併会社が新たに子会社化されたため、企業結合に該当し、連結上、パーチェス法が適用される。このため、取得したと考えられる Y 社に対する連結上の取得原価としての支払対価の額 172(*) (子会社となる Y 社が株式を交付しているが、連結上は増加した少数株主持分の額が支払対価の額と考えられる。) と、識別可能な資産 (及び負債) に配分された純額 150 との差額 22 (借方) は、のれんとして取り扱われる。

このように、少数株主から受け入れたと考えられる Y 社の時価 200 とこれに対応する少数株主持分 172(*) との間の差額 28 (貸方) は、Y 社に関するのれん (Y 社の時価 200 と識別可能な資産 (及び負債) に配分された純額 150 との差額) 50 (借方) とともに、のれん 22 を構成することとなる。

(*) この増加した少数株主持分の額 172 は、連結上の少数株主持分 352(**) から従来の少数株主持分 180 (X 社の資本勘定 600 の 30%) を控除して算定される。

(**) この少数株主持分の額 352 は、連結上 Y 社の資本勘定を構成する X 社の純資産の適正な帳簿価額 600 と合併前の Y 社の時価 200 の合計 800 に対する少数株主の持分比率 44% として算定される。

(【基本論点3】第2案(持分変動差額として取り扱う見方)による場合)

(企業結合前の子会社となる合併会社 Y 社の帳簿価額)			
諸資産	100	資本	100
(子会社となる合併会社 Y 社での仕訳)			
・ X 社の合併(共通支配下の取引に係る会計処理又は「逆取得」にあたるため持分プーリング法に準じた処理方法により、移転前に付された適正な帳簿価額により計上する。)			
諸資産	600	資本	600
(親会社となる被合併会社の株主 A 社での連結修正仕訳)			
・ A 社での連結にあたり、Y 社は「取得」したものとみるためパーチェス法を適用する(適正な帳簿価額 100 を時価 200 へ評価替え)。			
諸資産	50	資本	100
のれん	50		
・ 資本連結			
資本	800	子会社株式	420
		少数株主持分	352
		持分変動差額	28

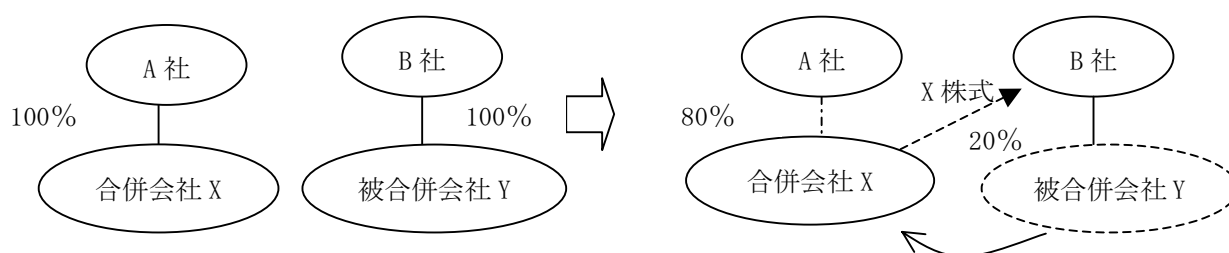
当該企業結合は、「逆取得」にあたり、合併会社 Y 社の個別財務諸表上、持分プーリング法に準じた処理方法が適用され、合併会社 Y 社を連結するにあたり、被合併会社の株主 A 社の連結財務諸表では、パーチェス法が適用される。このため、少数株主から取得したと考えられる Y 社の取得原価 200 と、識別可能な資産(及び負債)に配分された純額 150 との差額 50(借方)は、のれん(又は負ののれん)として取り扱う。

また、A 社は、連結上、既に被合併会社 X 社を支配していたものであり、Y 社を少数株主から取得したと考えられることにより生じた差額 28(貸方)は、支配獲得後における子会社の時価発行増資等により生じた差額と同様に、原則として、持分変動損益として処理する。

[設例 5-3] 100%子会社を被合併会社として合併し、合併会社が関連会社となる場合の被合併会社の株主（親会社）の会計処理（第 74 項）

(1) 前提条件

B 社の 100%子会社 Y 社（純資産の適正な帳簿価額は 100、純資産の時価は 150、会社の時価は 200）を被合併会社とし、A 社の 100%子会社 X 社（純資産の適正な帳簿価額は 480、純資産の時価は 640、会社の時価は 800）を合併会社とする吸収合併により、Y 社の株主（B 社）は、Y 社の株式（適正な帳簿価額 100）と引き換えに X 社の株式 100 株（20%）（時価 200）を受け取り、X 社を関連会社とする。



(2) 考え方

< 【基本論点 4】 A 案：投資の清算に該当し、交換損益を認識する場合 >

① 被合併会社の株主 B 社の個別財務諸表

吸収合併により、株主 B 社の Y 社に対する投資をいったん清算したとみる場合、交換損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなる。このため、株主 B 社における合併会社 X 社株式の取得原価は、引き換えられた Y 社株式の時価となる。

(仕訳)				
関連会社株式	200	/	子会社株式	100
			交換損益	100

② 被合併会社の株主 B 社の連結財務諸表

被合併会社の株主 B 社は、被投資会社 X 社に対し、新たに持分法を適用する。この際、B 社の投資日における投資 200 と、これに対応する被投資会社 X 社の資本 168(*) との間の差額 32(借方)は投資に含め、連結調整勘定と同様に処理される。

(仕訳) なし	
---------	--

(*) 被投資会社である X 社の資本は、従来からの資産（及び負債）の時価 640（評価差額 160 に対する税効果は無視する。）と、B 社の 100%子会社 Y 社の時価 200 の合計 840 であり、その 20%である 168 が、投資会社 B 社の持分となる。

<【基本論点 4】B 案：投資の継続に該当し、交換損益を認識しない場合>

① 被合併会社の株主 B 社の個別財務諸表

吸収合併により、株主 B 社の Y 社に対する投資がそのまま継続していると考えられる場合、交換損益は認識されず、投資先の企業結合によっても投資の清算と再投資は行われていないこととなる。このため、株主 B 社における合併会社 X 社の株式の取得原価は、引き換えられた Y 社株式の適正な帳簿価額となる。

(仕訳)				
関連会社株式	100	/	子会社株式	100

② 被合併会社の株主 B 社の連結財務諸表

被合併会社の株主 B 社の持分法の適用にあたっては、B 社の投資日における投資 100 と、これに対応する被投資会社 X 社の資本 148(*) との間の差額 48(貸方)が生ずるが、これは以下のように考えられる。

(*) 被投資会社である X 社の資本は、従来からの資産（及び負債）の時価 640（評価差額 160 に対する税効果は無視する。）と、被合併会社の株主（投資会社）B 社にとって、投資の継続に該当する子会社 Y 社の資産（及び負債）の適正な帳簿価額 100 の合計 740 であり、その 20%である 148 が、投資会社 B 社の持分となる。

<B-1 案：当該差額は、のれん（連結調整勘定相当額）とみる場合>

当該差額を、新たに持分法を適用することによって生じたものと考え、投資に含め連結調整勘定と同様に処理することが考えられる。

(仕訳) なし	
---------	--

<B-2 案：当該差額は、持分変動差額とみる場合>

当該差額を、既に持分法が適用されていた会社の時価発行増資等に伴い生じたもの（投資会社の払込額 0 と投資会社の持分増加額 48 (= (100+640) × 20% - 100 × 100%)) と同様のものと考え、持分変動差額とし、原則として、損益として処理する。

(仕訳)				
関連会社株式	48	/	持分変動差額	48

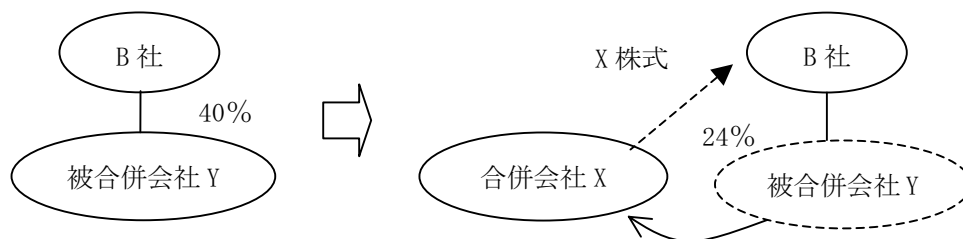
[設例 6] 関連会社を被結合企業とした企業結合における被合併会社の株主（投資会社）の会計処理

[設例 6-1] 関連会社を被合併会社として合併し、合併会社が関連会社となる場合の被合併会社の株主（投資会社）の会計処理（第 77 項）

(1) 前提条件

B 社の持分比率が 40%である関連会社 Y 社（純資産の適正な帳簿価額は 300、純資産の時価は 450、会社の時価は 600）を被合併会社とし、X 社（純資産の適正な帳簿価額は 300、純資産の時価は 350、会社の時価は 400）を合併会社とする吸収合併により、Y 社の株主は、Y 社の株式と引き換えに X 社の株式 300 株（60%）（時価 600）を受け取る。

この結果、合併後の X 社に対する持分比率は、B 社が 24%（120 株）、B 社以外の旧 Y 社の株主が 36%（180 株）、旧 X 社の株主が 40%（200 株）となるものとする。なお、B 社の保有する Y 社株式の適正な帳簿価額は 120 であった。



(2) 考え方

< 【基本論点 6】 A 案：投資の清算に該当し、交換損益を認識する場合 >

① 被合併会社の株主 B 社の個別財務諸表

吸収合併により、株主 B 社にとっていったん投資を清算したとみる場合、交換損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなる。このため、株主 B 社における合併会社 X 社株式の取得原価は、引き換えられた Y 社株式の時価 240 (=600×40%) となる。

(仕訳)			
関連会社株式	240	/	関連会社株式 120
			交換損益 120

② 被合併会社の株主 B 社の連結財務諸表

被合併会社の株主 B 社は、被投資会社 X 社に対し、新たに持分法を適用する。この際、B 社の投資日における投資 240 と、これに対応する被投資会社 Y 社の資本 228(*) との間の差額 12(借方)は投資に含め、連結調整勘定と同様に処理される。

(仕訳) なし	
---------	--

(*) 被投資会社である X 社の資本は、従来からの資産（及び負債）の時価 350（評価差額 50 に対する税効果は無視する。）と、被合併会社 Y 社の時価 600 の合計 950 であり、その 24%である 228 が、株主 B 社の持分となる。

< 【基本論点 6】 B 案：投資の継続に該当し、交換損益を認識しない場合 >

① 被合併会社の株主 B 社の個別財務諸表

吸収合併により、株主 B 社の Y 社に対する投資がそのまま継続していると考えられる場合、交換損益は認識されず、投資先の企業結合によっても投資の清算と再投資は行われていないこととなる。このため、株主 B 社における合併会社 X 社株式の取得原価は、引き換えられた Y 社株式の適正な帳簿価額となる。

(仕訳)				
関連会社株式	120	/	関連会社株式	120

② 被合併会社の株主 B 社の連結財務諸表

被合併会社の株主 B 社が持分法を適用するにあたっては、B 社の投資日における投資 120 と、これに対応する被投資会社 X 社の資本 156(*)との間の差額 36(貸方)が生ずるが、これは以下のように考えられる。

(*) 被投資会社である X 社の資本は、従来からの資産（及び負債）の時価 350（評価差額 50 に対する税効果は無視する。）と、投資会社 B 社にとって投資の継続に該当するとみた Y 社の資産（及び負債）の適正な帳簿価額 300 の合計 650 であり、その 24%である 156 が、投資会社 B 社の持分となる。

< B-1 案：当該差額は、のれん（連結調整勘定相当額）とみる場合 >

当該差額を、新たに持分法を適用することによって生じたものと考え、投資に含め連結調整勘定と同様に処理する。

(仕訳) なし	
---------	--

< B-2 案：当該差額は、持分変動差額とみる場合 >

当該差額を、既に持分法が適用されていた会社の時価発行増資等に伴い生じたもの（投資会社の払込額 0 と投資会社の持分増加額 36 (= (350+300) × 24% - 300 × 40%) と同様のものと考え、持分変動差額とし、原則として、損益として処理する。

(仕訳)				
関連会社株式	36	/	持分変動差額	36

[設例 6-2] 関連会社を被合併会社として合併し、合併会社が関連会社に該当しなくなる場合の被合併会社の株主（投資会社）の会計処理（第 78 項）

(1) 前提条件

B 社の持分比率が 40%である関連会社 Y 社（純資産の適正な帳簿価額は 100、純資産の時価は 150、会社の時価は 200）を被合併会社とし、X 社（純資産の適正な帳簿価額は 480、純資産の時価は 640、会社の時価は 800）を合併会社とする吸収合併により、Y 社の株主は、Y 社の株式と引き換えに X 社の株式 100 株（20%）（時価 200）を受け取る。

この結果、合併後の X 社に対する持分比率は、B 社が 8%（40 株）、B 社以外の旧 Y 社の株主が 12%（60 株）、旧 X 社の株主が 80%（400 株）となるものとする。なお、B 社の Y 社株式の適正な帳簿価額は 40 であった。

(2) 考え方

<【基本論点 7】A 案：投資の清算に該当し、交換損益を認識する場合>

① 被合併会社の株主 B 社の個別財務諸表

吸収合併により、株主 B 社にとって、いったん投資を清算したとみる場合、交換損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなる。このため、株主 B 社における合併会社 X 社株式の取得原価は、引き換えられた Y 社株式の時価 80 (=200×40%) となる。

(仕訳)				
その他有価証券	80	/	関連会社株式	40
			交換損益	40

② 被合併会社の株主 B 社の連結財務諸表

被合併会社の株主 B 社において、被投資会社 X 社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社 X 社の株式は、個別財務諸表上の適正な帳簿価額をもって評価することとなる。この際、引き換えられた関連会社株式 Y に対応する連結上の持分と投資の減少額との間に生じた差額は、交換損益の修正として処理する（この設例においては、B 社の投資の減少額 40 と、これに対応する被投資会社 Y 社の持分 40 (=100×40%) との間に差額はないため、仕訳は不要となる。）。

(仕訳) なし

< 【基本論点 7】 B 案：投資の継続に該当し、交換損益を認識しない場合 >

① 被合併会社の株主 B 社の個別財務諸表

吸収合併により、株主 B 社の Y 社に対する投資がそのまま継続していると考えられる場合、交換損益は認識されず、投資先の企業結合によっても投資の清算と再投資は行われていないこととなる。このため、株主 B 社における合併会社 X 社の株式の取得原価は、引き換えられた Y 社株式の適正な帳簿価額となる。

(仕訳)			
その他有価証券	40	/	関連会社株式 40

② 被合併会社の株主 B 社の連結財務諸表

被合併会社の株主 B 社において、被投資会社 X 社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該会社 X 社の株式は、個別財務諸表上の適正な帳簿価額をもって評価することとなる。この際、交換した関連会社株式 Y に対応する連結上の持分と投資の減少額との間に生じた差額は取り崩し、当該取崩額を連結財務諸表における利益剰余金の区分に計上する（この設例においては、B 社の投資の減少額 40 と、これに対応する被投資会社 Y 社の持分 40 (=100×40%) との間に差額はないため、仕訳は不要となる。）。

(仕訳) なし			
---------	--	--	--

[設例 7] 子会社株式や関連会社株式以外の株式の投資先を被結合企業とした企業結合における被合併会社の株主の会計処理（第 81 項）

(1) 前提条件

A 社の投資先である X 社を被合併会社とし、Y 社を合併会社とする吸収合併により、X 社の株主である A 社は、X 社株式と引き換えに Y 社株式を受け取る。

なお、A 社は、X 社株式（適正な帳簿価額 10、時価 12）をその他有価証券に分類しており、Y 社株式もその他有価証券に分類する。

(2) 考え方

＜【基本論点 8】A 案：投資の清算に該当し、交換損益を認識する場合＞

吸収合併により、株主 A 社にとって、いったん投資を清算したとみる場合、交換損益を認識するとともに、改めて時価にて投資を行ったとみることとなる。このため、株主 A 社における合併会社 Y 社株式の取得原価は、引き換えられた X 社株式の時価となる。

(仕訳)			
その他有価証券	12	/	その他有価証券 10
			交換損益 2

＜【基本論点 8】B 案：投資の継続に該当し、交換損益を認識しない場合＞

株主 A 社にとって、これまでの投資がそのまま継続していると考えられる場合、交換損益は認識されず、投資先の企業結合によっても投資の清算と再投資は行われていないこととなる。このため、株主 A 社における合併会社 Y 社の株式の取得原価は、引き換えられた X 社株式の適正な帳簿価額となる。

(仕訳)			
その他有価証券	10	/	その他有価証券 10

以 上